

令和8年3月橋本市議会定例会会議録（第2号）

令和8年2月24日（火）

議事日程第2号

令和8年2月24日（火） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番1	10番	垣内憲一君	10
順番2	11番	岡本安弘君	19
順番3	12番	小林弘君	23
順番4	16番	土井裕美子君	25
順番5	18番	中本正人君	33
順番6	4番	梅本知江君	37
順番7	6番	高本勝次君	47
順番8	3番	岡本喜好君	60

議員定数18名

出席議員18名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	総合政策部長	井上稔章君
総務部長	中岡勝則君	経済推進部長	三浦康広君
		農業委員会事務局長	
健康福祉部長	犬伏秀樹君	危機管理監	大岡久子君

建設部長 石井隆博君
上下水道部長 堤健君
消防長 永井智之君
監査委員事務局長 岩坪恭子君
政策企画課長 辻本真吾君

会計管理者 兼井和彦君
教育部長 岡一行君
病院事務局長 池之内正行君
財政課長 三嶋信史君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 笹山 奨
議事調査係長 中井ユリ

議会事務局次長 森本和也
書 記 諸田泰己

(午前9時30分 開議)

○議長(田中博晃君)おはようございます。
ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長(田中博晃君)これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から令和8年2月12日付、橋総第810号をもって追加議案10件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願うことといたします。以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(田中博晃君)これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番 岡本君、13番 田中君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(田中博晃君)日程第2 一般質問を行います。今回の一般質問の通告者は15人です。

質問は、会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、10番 垣内君。

[10番(垣内憲一君)登壇]

○10番(垣内憲一君)皆さん、おはようございます。

私、この一般質問で、ここに1番で立たせていただくのが今回初めてで、非常に緊張しておりますけども、聞き苦しい点があるか分かりませんが、最後までよろしく願います。

それでは、今回2項目、一般質問をさせていただきます。

1、子どもの居場所づくりの支援策について。

学校でもない、家庭でもない、第3の子どもの居場所として、子どもたちの成長や生活支援をしている地域の事業所があります。学校に行きづらさを感じるお子さんが安心して自分のペースで学べる、もう一つの居場所として、社会で自分らしく生きていく力を育んでいきたいと、子どもたちがつまづかないように、学習支援や居場所を提供しています。

子どもたちが学校生活や学習にうまく適応できなくても、勉強や遊びなどいろいろな関わりを通じてつながり合い、共に成長できる場所になっているようです。

しかし、運営費においては公的支援がないとお聞きしています。子どもの居場所づくりへの支援策について、本市の見解をお伺いし

ます。

二つ目、橋本市新しい学校づくり推進計画の策定について、ナンバー２。

「広報はしもと」２月号で、橋本市が新しい学校づくり推進計画を策定したことが特集されました。新しい学校づくりを実現するための取組として七つの重点目標が示されていますが、学校再編のスケジュールも改めて掲載されています。

これについては、第２期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の策定後、保護者説明会や地域説明会をはじめ、これまでの市議会でも様々な意見や質問、議論の応酬がありました。

広報紙では「小学校ごとに設置する学校再編準備委員会での協議内容を尊重する」と書いてありますが、12月議会で決定された恋野小学校と隅田小学校との学校再編についてはどのような進め方をしていくのかをお伺いします。

以上二つ、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君の質問項目１、子どもの居場所づくりへの支援策に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）子どもの居場所づくりへの支援策についてお答えします。

本市においても不登校児童生徒が増加傾向にある中、学校外の学びの場である民間施設、いわゆるフリースクール等の民間施設が、個々の状況に合わせた学習支援や心のケアを通じて、児童生徒の社会的自立を支援する重要な役割を担っていることは十分認識しております。

平成28年に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律においても、学校以外の場での

教育機会の確保の重要性が明記されており、不登校が決して否定的なものではないという認識の下、多様な学びの場が求められている状況にあります。

このような状況下ではありますが、議員おただしの運営費等の公的支援につきましても、幾つかの大きな課題があります。

まず、フリースクールには法律上の明確な定義や施設基準、職員配置基準がなく、その運営形態や教育理念が極めて多様であるという点が挙げられます。学習指導を主とする塾との線引きや福祉サービスとの境界線など、公金を支出する対象として明確な基準を設けることが困難な状況にあります。

また、市が財政支援を行う場合には一定の教育水準を要求することとなり、結果としてフリースクール独自の自由な教育活動を制限しかねないという懸念や、義務教育制度の根幹に関わる議論も必要であると判断しています。

したがいまして、現時点において国による直接的な財政支援の制度も設けられておらず、先行自治体の事例も一部に限られていることから、公費による居場所づくりへの直接支援については、支援基準の制定や公教育との整合性、公平性の確保といった観点から、慎重に検討を要するものと考えます。

本市としましては、民間施設と在籍校や教育委員会との情報共有を密にするとともに、教育支援センター等の公的な支援機能を強化することで、多様なニーズに応じてまいりたいと考えています。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

今回この一般質問をさせていただいたのは、

学校に行きづらさを感じるお子さんが橋本市にもいるということで、その子どもたちの居場所を提供している方々と直接お話しさせていただききっかけができました。子どもたちが安心して自分のペースで学べる、もう一つの居場所です。ものづくりや地域との交流を通して、子どもたちが、やってみたい、できたという小さな成功体験を積み重ねることが大事にされ、愛情を注がれております。

そういう子どもたちを支援している事業者や活動されている方々を少しでも応援させていただけたらなと思ったところでございます。

それでは、何点か質問させていただくんですけども、橋本市にも様々な事情で学校に行けない子どもたちがいるとお聞きしますが、第3の居場所と言われるフリースクールの必要性について、橋本市はどのように考えていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

令和元年10月に「不登校児童生徒への支援の在り方について」という文部科学省からの通知がありました。そこには、不登校児童生徒への支援について、登校という結果のみを目標とせず、児童生徒が主体的に進路を選択し、社会的自立をめざすことを最優先の目標とすることが記されております。

これは、既存の学校教育になじめない児童生徒にとってフリースクールは安心して過ごせる居場所の一つであり、多様な学びの選択肢を確保する観点から公教育を補完する存在として重要な役割を担うものとして認識してございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

本来なら地元の小学校あるいは中学校へ通

って、みんなと一緒に授業を受けて、学校生活や集団活動を行うのが筋かとは思いますが、でも、ですが、様々な事情があって学校に行きたくても行けない、それが積み重なって登校拒否や不登校につながるということが橋本市にもあるという状況です。

そういう中で、フリースクールの存在を重要な役割を担うものとして行政が認識していることはありがたいし、安心しました。ありがとうございます。

次の質問ですけども、とはいいつつも、子どもたちの将来のことを考えてみれば、できれば全ての子どもたちが学校生活に復帰してほしいと思っておるんですけども、様々な事情があるとは聞いていますけども、不登校の要因、何が考えられると認識されていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

不登校の要因は特定な単一の要因に限定されるものではなく、本人に係る要因、学校に係る要因、それから家庭に係る要因が複雑に絡み合っているというのが現状でございます。

例えばなんですけど、本人に関わる要因としましては、無気力や漠然とした不安、それから心身の不調、これは睡眠障がいとか倦怠感などがあります。あるいは生活リズムの乱れなどが挙げられます。

また、学校に係る要因としましては、友人関係のトラブル、学業の不振などが挙げられます。

また、家庭に係る要因としましては、親御さんから子どもへの過干渉、それから、家庭環境のそれぞれの急な変化事情などが挙げられます。

なお、令和6年度の調査によりますと、本市で不登校になった児童生徒につきましては、不登校になる前の段階で学校生活に対してや

る気が出ないなどの相談がありました。また、生活リズムの不調に関する相談があったと要因が報告されております。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

不登校になる要因は当事者の子どもそれぞれで異なるということですが、頂いた答弁のとおり、子ども自身の問題もありますが、学校になじめない、お友達とうまくいかない、勉強が分からない、家庭や親子の間にも複雑な事情があると思います。

でも、子ども自身が学校に行きたくないという胸の内といいますか本当の理由って、なかなか子ども自身が打ち明けるとするのは難しいと思うんです。そうすると周りの大人のサポートが必要になってくると思うんですけれども、そこで、現在不登校になっている子どもたちに市はどのような支援をしているか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）まず、校内におきましては、管理職、それと教育相談の担当者、養護教諭、学年主任や担任、そして県のほうから派遣されているスクールカウンセラー等をメンバーとして教育相談部会を組織しております。

その中で、連続して3日間欠席したり累積で5日以上欠席したといった状況がある場合には、不登校傾向にある児童生徒の早期発見のために、アセスメント、また支援計画の作成、そして、その後どう取り組んでいくかなどについて話し合う機会を持っております。

累積5日以上というのは、不登校とかそんなだけではなくて、普通に休んでいる子どもたちの状況も入れて検討していきます。できるだけいろんな要素を排除しないようにし

て、子どもに合ったアセスメントができるようにということでそういう取組みをしているところです。

次に、学校外の施設としては、教育支援センターにおいて臨床心理士における窓口相談を開設して、保護者や本人と直接的な面談や相談の機会を持っております。

また、適応教室、「憩の部屋」と言いますが、適応教室による社会的自立と学校復帰をめざす支援に取り組んでいるところです。

また、必要に応じて福祉部局とも連携を図りながら、必要な情報を共有することで支援を届けられるように体制を構築しているところです。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

まず、学校の先生方で相談体制をつくってもらって、不登校になる前にそのような傾向のある子どもたちの見守りをしていただいているということで、それは本当に大事なことだと思います。

一度学校を休んでしまえば、休んだ日にちが多くなれば多くなるほど学校に戻りにくいというものですけれども、先生方もクラス全員を見守らなくてはならないし、授業のほかにも生活指導やクラブ活動も、ほんで進路相談か、そんなものもあると思うんですけれども、いっぱい業務があると思うんですが、そのところはよろしく願い申し上げます。

そこで次の質問になるんですけども、不登校の子どもたちの状況について、支援しているセンターや事業者と教育委員会の連携はちゃんとできとんかなというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

一部繰り返しになりますけれども、まず公的

な支援としましては、教育支援センター内に適応教室「憩の部屋」を設置しまして、相談員による教育相談や小集団活動を通じて、情緒の安定や社会性、コミュニケーション能力の育成に取り組んでおります。

「憩の部屋」と学校の間では連携を密に取っておりまして、定期的に「憩の部屋」の利用状況や「憩の部屋」での様子などについて学校に書面で情報提供が行われているところです。

基本、教育支援センターは学校への復帰に向けた支援を行っております。また、民間のフリースクールにつきましては、それぞれの施設や利用者の意向などによりまして対応状況は個々に異なっている状況です。

独自の理念、スタンスで、社会に子どもたちが出たときに必要な力というのを育てておられるんですけども、こういった中でなかなか、フリースクールに通っているというところを子ども自身が周りに知られたくないというお子さんも実はいらっしゃいまして、そういった中では、対応状況は個々に異なっているというのが現実でございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

民間のフリースクールの場合は経営者や経営側の思いもあって、必ずしも学校復帰に向けた支援ではないということは分かりましたが、ただ、運営費において公的な支援、資金援助がないため、経営の継続が簡単ではないということを知っております。

だから、それなりの保護者負担といいますか利用料を求めなくてはならないということも聞いておるんですけども、最初の答弁で、フリースクールには法律上明確な定義や基準等がなく、運営形態や教育理念が多様であるとい

う点から、公金を支出する対象として基準を設けることは難しいということでしたけども、確かに現状、国の補助制度はありません。そこは理解しましたけども、事業所側の運営支援が難しいのであれば利用者側に視点を当てて、フリースクールの月々の利用料への一部補助といいますか支援を行うことはできないかなというのを。

ちょっと調べさせてもろうたら、全国に50団体ぐらい、そういった支援をさせてもろるところがあるんです。一番人口が近いと言ったら大分県日田市で人口5万9,000人、橋本市とそんなに変わらんということで、上限1万円という支給をされとるみたいです。

それはどういったルールでそんなんがあるんかもちょっと分かれへんねんけども、そうすることで保護者負担を少しでも減らされるんちゃうかなと思うんです。そうしたら、子どもがフリースクールに通いやすく、できるんちゃうかなと思うんですけども、そこら辺、どうでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

幾つかの自治体において保護者に対する支援を行っていることは承知しております。ただ、フリースクールは法律上の明確な定義や施設基準、職員配置基準がありませんので、運営形態や教育内容が極めて多様であるという状況があります。

そのため、本市におきましては、公費による直接的な支援につきまして、支援基準の制定や公教育との整合性、それから公平性の確保といった観点から、やはり慎重な検討を要するものと判断します。

子どもたちの支援というのは当然必要なことなんですけども、現状、利用料の負担ということに関してはいたしかねるというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）難しい答弁やったと思うんですけど、ありがとうございます。

現場では、経済的な理由によりフリースクールの利用を断念せなあかん家族がある一方で、適切な支援があれば大きく伸びる可能性を持つ子どもたちが多くいるというのも事実です。不登校の経験者は支援の対象ではなく地域の未来を担う潜在人材であり、地域成長戦略の一部であると私は考えております。

和歌山県においては人口減少や若年層の流出、人材確保が重要課題となっておりますけども、今こそ子どもたちへの投資を通じて、将来的な地域力の維持・向上につなげる視点が必要ではないかというのを感じております。

教育と福祉の観点から、ちょっと市長のお考えを聞かせていただきたいんですけども。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）垣内議員の質問にお答えします。

全ての子どもに支援をしっかりとするというスタンスはそうだと思います。ただ、フリースクールに行く子どもを増やすということは違うと思います。その子どもにとって必要な支援はしていきますけども、やっぱりフリースクールっていろんな考え方があるんです。自由にして勉強させてあげたいというところと、株式会社をしているところもありますし、そういう中で、やっぱり基本は学校へ行ってもらおう。

そして、次はもう、小さいところで学びたいというのであれば、例えば九度山町の河根小学校へ行行って、そこへ行く支援をするということも大事だと思うんですけど、やっぱりお金を出すことによって、フリースクールへ行く子どもが増えるということは、教育にとって本当にいいのかどうかという問題がある

と思います。

市長室にもフリースクールの子どもたちに来てもらったことがあるんですけども、めちゃくちゃ明るいし自分の意見をしっかり言うし、「君ら本当に不登校なん」と聞いたら「そうで一す」と簡単に答えてくれていましたけど、やっぱりそこに、その子どもに合うところに学びをつくってあげることが大事かなというふうに思っていて、公金を出していく以上やっぱりいろんな基準をしっかりとって考えていかないといけないし、そこはやっぱりこれから整理していくというところがまだまだ大事で、この間、きのくに子どもの村学園の学園長ともお話したんですけど、「うちは不登校は取らないけども、教育方針は絶対変えない」ということをはっきりおっしゃっていました。

やっぱりそういうふうに、こういう教育をしたいというところに子どもを行かしてあげるという親の選択というのが大事やと思うんです。高野口町のフリースクールでも、ここへ通わせたいので移住したいという家族も増えてきているんです。そういうところもあるので、やっぱりお金を出すということはやっぱり逆に、学校教育に、学力とかやっぱりそういうところに、そればかりにつながっていくと駄目なので、子どもたちには多様な教育の場を与えてあげる。学校は今の教育が一番ですけども、それ以外で行けるところには行ったらいいとは僕も思います。

ただ、支援をするかしないかというのは、当然その授業料がこれだけ要ると分かって行っておられるところもあるので、そこはやっぱりいろいろ制度的なものをきちっと整理してから、お金を出すんだったら出すということを考えていけばいいかなと思っています。

そういうふうに、やっぱり一度いっぺん立ち止まって整理して、子どもたちのためにこ

れがなるのかというようなことをしっかり検証した上で、お金を出すことによってフリースクールの生徒が、児童数が増えるというのもそんなにはいいことではないかなと思うので、やっぱりその教育方針をしっかり見てもらった上で進んでもらうということが大事だと思うので、公金を出す以上、それだけの根拠をつくっとかんとあかんと思うので。今後の課題とさせていただきます。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。もうぜひ今後の橋本市の課題として取り入れていただきたいと思うんですけども、新たな、市長もおっしゃったみたいに、制度創設により、今、市長が言うてくれたというか、そなんして前向きな、前向きなと言うたらえんか、ちゃんとやっぱり見たって見ていただけるような方向性でなっていると思うんですけども。

新しい制度創設により子どもたちの未来を支える優しいまちづくりが実現し、地域課題の解消と地域成長戦略の両立、そして何よりもやっぱり、平木市長が掲げる「子育て日本一」と、せっかく近畿で10番という、ならせてもろたんやから、それにもっとつながるんちゃうかなと私は信じております。

先日、市内のフリースクールの施設を視察し、学校で見られない子どもたちの輝く姿を目の当たりにしまして、学校に行きたくても行けない、あるいは特定の分野、ほんまに、何というんですか、電車が好きで、もう電車のことやったら夢中になって、電車のことは何でも知ってる。

私もあんまりいろんな情報というか、勉強はそんなにできなかつたけど、運送業に携わらせていただいて、運送のことやったら何聞かれようともだいたい答えれるというのと一緒で、ほんま得意なことを、これからもっと

そういった子どものいいところをバツと引き伸ばされるような、そういった場所もやっぱり必要じゃないかなと私は思いました。

日本一子育てしやすい橋本市として、既存の枠組みになじめない子どもの個性を伸ばし、将来自分でできるような多様な支援体制の構築をお願いして、一つ目の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、橋本市新しい学校づくり推進計画の策定について、ナンバー2に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）橋本市新しい学校づくり推進計画の策定についてお答えします。

学校は子どもの学びの場であるとともに、地域交流の拠点として、長年にわたり大切にされてきた場所です。そのため、今回の小学校の再編統合については、様々なご意見を頂いてきましたが、子どもたちにとってよりよい教育環境の構築を第一に考え、計画的に進めていくことが必要であるとの考えから、市として計画を決定したところです。

これまで、再編統合を進めるにあたっては、保護者や地域の皆さまに丁寧な説明を行い、意見交換することを心がけてきましたが、引き続き、より理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

恋野小学校と隅田小学校の再編統合の進め方についてですが、隅田中学校区を除く再編統合につきましては、学校再編の市の計画が決定したことを各中学校区単位で保護者や地域の皆さまに説明する必要があると考えています。

その上で、学校設置条例の改正を提案する前に、保護者や地域の代表、学校関係者の皆さまで構成する学校再編準備委員会を対象の小学校ごとに立ち上げ、再編統合そのものを

進めることの確認を行った上で、条例改正の提案と再編の準備を進める具体的な協議に入りたいと考えています。

恋野小学校と隅田小学校の再編統合は、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針において令和10年度を目標年度としていたことや、恋野小学校の存続を求める嘆願書を頂戴していたことから、計画決定前の昨年8月から保護者や地域の皆さまと懇談などを行ってきました。

その中で、子どもたちの学習環境を第一に考えていることや再編統合の必要性に一定のご理解を頂いたことから、昨年12月市議会への条例改正の提案に至ったところです。

この2月14日には、今後の学校再編準備委員会の具体的な協議へのご理解とご協力を頂けるよう、保護者や地域の皆さまを対象とした説明会を恋野・須田の両地域で実施し、学校再編を進めることへの了承を改めて頂いたところです。

教育委員会では令和8年度早々から、再編統合後の学校の教育方針やスクールバスの導入、通学路の安全対策、児童のメンタルケア、新しい学校名や校歌など、再編統合に向けた具体的な協議を開始できるよう、現在、恋野小学校と隅田小学校の学校再編準備委員会設置に向け、準備を進めているところです。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

学校の再編統合につきましては昨年の12月議会において説明されていますが、再編統合の対象となっている学校区の保護者、地域住民に対し丁寧に説明した上で、多数の意思を尊重して再編統合を進めるということでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

学校の再編統合につきましては、対象の児童や保護者の皆さまに対し、市として計画的に進めていることをまずお示しする必要があることから、昨年11月に市の計画として決定したところです。

再編統合を進めるにあたりましては、対象の保護者や地域住民の皆さまに引き続き丁寧な説明を行い、一定のご理解を頂いた上で進めたいと考えております。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

恋野小学校と隅田小学校の再編統合においては、さきに条例改正の承認も行っていますが、改めて保護者、地域住民の意思をちゃんと確認されましたか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

壇上でも答弁させていただきましたが、恋野小学校と隅田小学校の再編統合においては、再編統合の計画を決定するまでの間、保護者や地域住民の方との懇談や説明会を通して、再編統合を進めることについて一定のご理解を頂いたことから、12月議会において学校設置条例の改正の提案を行い、ご審議いただいたところでございます。

また、計画を決定したことや議会で承認いただいたことに加え、より具体的な内容や進め方について説明を行うため、去る2月14日に市主催によりまして恋野小学校と隅田小学校の学校再編に関する説明会を実施いたしました。

説明会の案内は対象者の皆さまにお伝えできるよう、恋野・隅田地域にお住まいの方々へ全戸配付いたし、恋野・隅田小学校及びすみだこども園を通じた保護者への案内、市のウェブサイトで行いました。

説明会には市長、教育長、担当職員が出席し、改めてではありますが、再編等を進めることについて確認を行ったところです。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

2月14日に恋野・隅田の両地域で保護者、住民向けの説明会を開催し、再編統合を進めることを改めて確認したとのことですが、説明会ではどのような質問や意見を頂き、また、どのような説明をされましたでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

少し長くなりますが、恋野地域では、新しい学校の校名、恋野橋北から国道24号までの安全対策、児童のケアや学校運営、学校再編準備委員会の進め方、そして、恋野小学校の跡地活用についてご意見を頂きました。

新しい学校名では、恋野・隅田両校が対等の立場で、それぞれの歴史や伝統を引き継ぎ、新しい学校としてスタートできるよう、学校再編準備委員会で協議いただきたいとの旨を説明を行いました。

恋野橋北から国道24号までの安全対策は、道路管理者である県において道路拡幅などの対策の検討を進めていることや、児童のケアにつきましても最も慎重な対応が必要ですので、教育支援センターや学校と連携し、来年度早々から対応を進めたいこと、それから学校運営では、県の教員の統合加配の活用や市の非常勤講師の配置などにより、再編統合に伴う教員の負担増に対応したいとの説明を行いました。

学校再編準備委員会の進め方については、協議が円滑に進むよう、保護者や地域の皆さま方に速やかに協議状況を情報共有したいことや、恋野小学校の跡地活用につきましても地域の意向も踏まえて検討を進めたいとの説

明を行いました。

そのほか、再編統合前の学校選択、新しい学校づくり推進計画についてご意見を頂きました。

一方、隅田地域では、恋野地域と同じく、新しい学校の校名、恋野橋北から国道24号までの安全対策についてご意見を頂きました。学校名では両校が対等の立場で再編準備委員会で協議いただきたいこと、それから、恋野橋から国道までの安全対策は県で対策の検討を進めていることを説明しました。

また、隅田小学校内のスクールバスの駐車場の設置に関するご意見も頂き、運動場と乗り降りする場所に柵の設置などで安全対策を行うことや、運動会や授業参観のときの臨時駐車場の活用に影響がないよう隅田小学校と調整していることを説明いたしました。

そのほか、恋野地域の反応などについてご意見を頂いたところです。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

恋野小学校と隅田小学校の再編統合については、保護者、地域住民の皆さんから理解を頂いたということですので、過日の説明の意見等にも真摯に向き合い、子どもにとってよい学校づくりに取り組んでいただきたいと思いますので、これは要望としておきます。

次に、今後の再編統合についてお聞きしますけれども、恋野小学校と隅田小学校ではこれまで保護者、地域住民の皆さんに丁寧に説明をしてこられたわけですが、今後の紀見北中学校区、橋本中央中学校区、紀見東中学校区については、学校再編準備委員会の立ち上げ前から保護者、地域住民との話し合いをされるのでしょうか。こういった進め方をされますでしょうか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

壇上でも答弁させていただきましたが、隅田中学校区を除く、紀見北中学校区、橋本中央中学校区、紀見東中学校区の再編統合の進め方としまして、まずは中学校区単位で保護者や地域住民の皆さまに再編統合計画の市の決定について説明したいと考えています。

また、学校設置条例の改正を提案する前に、再編統合の計画年度に合わせて対象の小学校ごとに準備委員会を立ち上げて、再編統合を進めることについての確認を行いたいとお答えもさせていただいております。

この確認を行う前に保護者や地域住民の皆さまに説明を改めて行い、理解を一定深めていただく必要があると考えています。そのことによりまして、当該中学校区におきまして全体として再編統合への一定の理解が進んだ上で、学校再編準備委員会の確認に入りたいと考えております。

このような手順で再編統合を進めるについての確認を行った上で、条例改正の提案を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

答弁でもありましたが、学校再編準備委員会ですっきりと議論してほしいのですが、立ち上げ前からも、決議になるように、保護者、住民等の多数の意思を尊重して再編統合を進めていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）保護者や地域住民の方々への説明によりまして、再編統合への理解を深めていただくように進めたいと思います。その上で、学校再編準備委員会ですっきりと再編統合を進めることについての確認を行い、条

例改正の提案につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。保護者、地域住民の多数の意思を尊重しながら進めるようお願いしておきます。

最後にちょっと要望ですけれども、今回、再編統合で廃校となる小学校の児童を対象に、通学距離が概ね2キロを超える場合、スクールバスなどによる通学支援を行うとしていきます。しかし、昨今、気象状況に加え、特に通学路の児童の安全確保の点から、紀ノ光台在住の境原小学校保護者より、現状においても通学支援の要望の声が届いています。

市内全域の整合もありますが、保護者の切実な思いでもありますので、今後調査していただいて検討していただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君の一般質問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、11番 岡本君。

〔11番（岡本安弘君）登壇〕

○11番（岡本安弘君）皆さま、おはようございます。新政会、岡本安弘でございます。しばしお付き合いのほど、よろしく願いいたします。

以前、映画にもなりました和歌山市の作業所「麦の郷」の理事長からお話を伺ったことがあります。映画のタイトルは「ふるさとを

ください」です。その中で強く印象に残った言葉があります。「障がい者に生まれたことを後悔する必要はない。日本に生まれたことは残念だったと思いなさい」。胸に刺さる言葉でした。

日本の障がい者福祉、とりわけ社会参加の分野は北欧諸国と比べると10年、20年遅れているとも言われています。制度は整いつつあります。しかし、本当に社会参加できているのか。本当に働きたいという思いに応えられているのか。

私は11年間、高野口駅前や交差点での見守りを続けてまいりました。その中で、紀の川支援学校に通われているお子さまの保護者から相談を受けました。「卒業後、この子は働ける場所があるのでしょうか」。その問いが今日の質問につながっています。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

重度の障がいがある方の就労支援施策について、お伺いいたします。

障がいに関係なく、誰もが自分らしく働き、社会に参加できる環境を整えることは、自治体の重要な責務です。障がいのある方にとって、働くことは収入の確保だけでなく、社会参加や自己実現の機会でもあります。しかし、現状では就労の場面で十分な配慮が行き届かないことで、希望する職種や働き方が実現できていないケースが見られます。

重度の障がいがある方が働きたいと願うとき、その思いを実現できる社会こそ真に包摂的で成熟した地域社会であります。しかし、現実には、重度の障がいがある方の就労は依然として多くの壁に直面しています。

移動の困難さ、コミュニケーション支援の不足、医療的ケアの必要性、企業側の理解不足、支援員の不足、在宅就労環境の未整備、

制度のはざまなど複数の課題が複雑に絡み合い、本人の能力や意欲が十分に生かされていない状況があります。

SDGsが掲げる理念の「誰ひとり取り残さない社会の実現」に向けて、重度の障がいがある方の就労支援は避けては通れない重要な課題です。

そこで、お伺いいたします。

1、橋本市において重度の障がいを持たれている方は何人でしょうか。

2、重度の障がいがある方の就労についての本市の見解は。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁よろしくお願いたします。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君の質問、重度の障がいがある方の就労支援施策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）重度の障がいがある方の就労支援施策についてお答えします。

まず、一点目の、本市の重度障がい者の人数ですが、令和7年3月末日現在で、身体障害者手帳所有者のうち、重度の1級の方は653人、2級の方は361人となっています。

次に、療育手帳所有者のうち、重度の等級A1の方は72人、A2の方は97人、Aの方は1人となっています。

そして、精神障害者保健福祉手帳所有者のうち、重度の1級の方は48人となっており、合計すると、重度の障がいを持たれている方は1,232人となっています。

次に、二点目の、重度の障がいがある方の就労についての見解ですが、議員おただしのお通り、障がいのある方にとって、働くことは収入の確保の手段にとどまらず、社会参加

の機会、自己実現の場、そして生きがいの創出につながるものであると認識しており、それは重度の障がいがある方についても同様です。

本市では、重度の障がいをお持ちの方も含めて、障がいがある方から就労に関する相談を受けた場合は、相談者の現在の生活状況について聞き取りを行い、本人の意向を尊重しながら、生活・就労に関するサービスの利用ができるよう、ハローワークや伊都障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、就労につながるよう取り組んでいます。

また、障がいのある方が市内だけでなく近隣の情報も入手できるよう、ハローワークと連携して、和歌山県、奈良県、大阪府で開催される障がい者就職面接会の情報を市のホームページに掲載するとともに、障がいのある方を雇用しようとする企業向けに障がい者支援についてのセミナー情報も掲載するなど、障がい者雇用に向けた環境づくりにも取り組むことにより、重度の障がいがある方も希望があれば、貴重な人材として就労、社会参加できるよう引き続き努めてまいります。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君、再質問ありますか。

11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

今ご答弁いただきました、重度の障がいを持たれている方は、身体障害者手帳所有者のうち重度の1級、2級の方、療育手帳所有者のうち重度の等級A1、A2の方、そして精神障害者保健福祉手帳所有者のうち重度1級の方を合わせて、全体で1,232人ということがありました。

そしてまた、橋本市で重度の障がいがある方の就労についての見解も今お聞かせいただいたわけでありまして、そうしたら、また再質問させていただきます。

この橋本市において、重度の障がいがある方で就労に就いておられる人は何人おられるでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）令和7年3月末現在の本市における障がい福祉サービス事業所から一般就労した障がい者の就労人数は13人というふうになっておりまして、そのうち重度の障がい者は2人というふうになっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

一般就労した障がい者の就労人数は13人で、そのうち重度の方が2人というお答えを頂いたんですけど、重度の障がいがある方の就労というのはなかなか厳しいところがあるんですけども、そんな中で就労施策についてちょっと説明させていただくんですけど、この重度障害者等就労支援特別事業というものが、就労する方の施策についてのそういう事業があるんですけども、この事業というのは、障がいがある方のうち重度の訪問介護サービス等の支給決定を受けている方を対象としておるわけですけども、働く意欲がある障がいがある方の就労機会を拡大して支援することがこの施策の目的なんです。

それで、これまで重度の訪問介護サービスというのは就労などの経済活動中の利用というのが認められていなかったんですけども、2020年10月よりこの事業が開始されて、経済活動中も利用できるようになっております。

そこで、この事業について、本市で今は実施していないんですけども、その実施していない理由というのはなぜか、お答えください。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）本市で重度障

害者等就労支援特別事業を実施していない理由についてでございますけれども、まず、本事業につきましては、障害者総合支援法に基づく、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業、この中のうち必須事業ではなく任意事業という形で位置づけられていること、また、現在のところ本事業の対象者となる障がいのある方や企業などからのニーズ等々寄せられていないということなどから、現在のところ実施に至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

必須でないという理由とニーズが寄せられていないというお答えなんですけど、この重度障害者等就労支援特別事業の導入されている自治体というのは、やはり全体で6%未満と非常に少なくなっております。

今、健康福祉部長がおっしゃられたように、必須でもないというのとニーズが寄せられないというのもあるかも分かりませんし、第一に市の財政状況もあろうかと思えます。それと、まだこういう事業というのを知らないというような自治体も中にはあるようです。

ですけれども、やっぱり重度障がい者の方が働きたい意欲がある中で、こういう事業があるかないかによって進出する機会というのが阻害されてしまうようなこともあると思うんです。重度の障がいがある方のもう就労を支援していくには、やはりニーズが寄せられてから、そうしたら制度をつくれますよということではやはり遅いんじゃないのかなというふうに思うんです。

そうしたときにやはり、本市で重度障害者等就労支援特別事業というのを今後やはり実施していく必要があるのではないかと思うんですけど、その辺のところはいかがですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）重度障害者等就労支援特別事業の実施についてでございますけれども、橋本・伊都地域自立支援協議会、こちらにおいて、まず当該事業の情報共有を図るとともに、当該事業を実施している自治体の状況の把握、また、ハローワークなど関係機関への情報収集なども行いながら、今後検討していきたいというふうに考えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

やはり今すぐしますよというような答えはさすがに難しいと思いますし、関係機関への情報収集とかを行いながら検討していくという、その辺のお答えでもう仕方がないのかなと思いますけれども、やはり本日の健康福祉部長の答弁の中では、やはり任意事業であることであつたりとかニーズが寄せられていないこととか、情報収集を行いながら検討するという、最終そういうお答えなんですけれども、その答えについて決して否定するものでもありません。しかし、同時に、市として踏み込める範囲にはやはり限界があるなところも現実に感じたところです。

制度設計であつたりとか本市の財源とか、また、広域との調整というのもありますし、橋本市単独ではなかなか動かし切れないというふうな壁もあることも事実であります。

私はこれまで市の中でできることを一つずつ積み重ねできました。しかし、今日の答弁を通して、構造そのものにやっぱり向き合わなければ前に進まない課題というのもあるのかなというのを改めて感じております。だからこそ、3月議会をもちましてさらなる高みにチャレンジしたいと考えたわけでありまして。

先日、議員定数削減を求める2,000筆を超え

る署名が市民から提出されました。私はその声を重く受け止めております。今後、欠員という形で進むかも分かりません。そうしたときの実態は定数削減と同じ状況になります。現行の人数で議会運営が可能なのか、なぜ18人が必要なのか、その議論がなされるのであれば決して無意味ではないと考えます。今後、良い議論をしていただきたいと思います。

それでは、この3月議会をもちまして退職されます大岡危機管理監、兼井会計管理者、そして各部署の職員の皆さま、長きにわたり橋本市発展のためにご尽力いただきましたこと、誠に感謝申し上げます。今後も橋本市発展のためにまたお力添えを頂きますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、私に真摯に向き合ってくださいました平木市長はじめ市の職員の皆さま、そして同僚議員の皆さまに心から感謝を申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）11番 岡本君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）順番3、12番 小林君。
〔12番（小林 弘君）登壇〕

○12番（小林 弘君）皆さま、改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

ちょっと前段ですけれど、今回、ミラノ・コルティナオリンピックに出場されました選手並びに関係者の皆さまに敬意と感謝を申し上げます。金が五つ、銀7、銅12個と獲得され、私たちに感動を与えていただきました。特に、フィギュアスケートのりくりゅうペアの演技には目頭が本当に熱くなりました。

間もなくまたWBCも始まりますので、しっかりと応援させていただきたいと思います。質問に入ります。一つだけの質問になりま

す。

不法投棄ゼロをめざす取組みについて、ナンバー2ということでさせていただきます。

前回の一般質問を受け、市では不法投棄対策として監視カメラを導入し、令和7年度予算において6台購入し、区・自治会に対して原則1か月間貸し出す制度を開始したと聞いています。これは不法投棄防止に向けた具体的かつ前向きな取組みであり、評価すべき点であると考えています。

一方で、山間部や人目につきにくい場所での不法投棄、また、道端でのポイ捨てなどは依然として見受けられ、市民の生活環境や景観の面で課題が残っています。

そこで、監視カメラの現在の利用状況と今後の不法投棄対策について、次の点をお伺いします。

- 1、不法投棄監視カメラの活用について。
- 2、今後の不法投棄対策の取組みについて。
- 3、スポGOMI大会の開催について、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（田中博晃君）12番 小林君の質問、不法投棄ゼロをめざす取組みについて、ナンバー2に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）不法投棄ゼロをめざす取組みについてお答えします。

一点目の、不法投棄監視カメラの活用についてですが、議員おただしのとおり、令和7年度に監視カメラ6台を導入し、不法投棄が頻発している場所への設置を目的に、区・自治会に対して貸し出す制度を開始しました。

現在、市内数か所に設置しており、県設置のカメラも含めた一定の抑止効果が確認されています。具体的には、監視カメラ設置後に地域における不法投棄の減少が報告されており、周辺住民からは安心につながるとの声も

頂いています。

二点目の、今後の不法投棄対策の取組みについてですが、監視カメラの活用に加え、地域住民への啓発活動や連携強化をさらに進める必要があると考えています。

特に、山間部や人目につきにくい場所への対策については、啓発看板の設置や環境監視員によるパトロールを行うなどの対策を強化していく予定です。また、地域との協力体制をさらに強化するため、区・自治会との協議の場を設けるなど、現状課題や意見を共有することで、より実効性のある対策を講じることができると考えています。

三点目の、スポGOMI大会の開催についてですが、本大会はスポーツとしてのゲーム性を持ちながら、まちや地域を美化し環境保護に対する意識を高める活動であり、SDGsの目標達成に貢献できる有効な取組みと認識していますが、本市としましては、イベント型の取組みよりもボランティアの皆さまの活動を支援することがより実効性のある施策であると考えていますので、現時点で本市主催として実施することは考えていません。

○議長（田中博晃君）12番 小林君、再質問ありますか。

12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

まず、一点目の、不法投棄監視カメラの活用についての再質問になります。貸出し対象者や貸出し条件について、具体的にはどのようなルールがあるかを教えてください。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）監視カメラの貸出し台数ですが、監視箇所1か所につき1台としています。貸出し期間は原則1か月ですが、延長可能としています。

以上です。

○議長（田中博晃君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

次に、貸し出された監視カメラが設置された場所で、住民のプライバシーを侵害しないためにどのようなルールが定められているか教えてください。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）設置する場所であるとか、設置するときに撮影の範囲となる場所については、その土地ですとか、所有者、使用者の同意というのを、申請人である区・自治会の方々が得ていただいて申請という形になってきます。

○議長（田中博晃君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

二点目になります。今後の不法投棄対策の取組みについてということで、貸出しできる監視カメラの台数や種類を増加させる予定はありますか、教えてください。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）現在、6台購入して運用しているわけなんですけども、今時点でまだ余っている状態ではあるというのが現状です。今後、ニーズに合わせて、もし設置箇所が増えてくるとかということになれば、その拡大も検討します。

これまで効果がされている場所への新たな設置というのも考える必要もあるかと思いません。必要に応じて予算措置を講じながら、その辺りは柔軟に対応していきたいというふうに思います。

○議長（田中博晃君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。余っているというのか、いろいろまだ浸透していないのかなと思います。

私、気になっとなるのは、ごみだけと違って、

先般もちょっと市民の人の相談に行きますと、何というのかな、ペットの散歩のルール、なかなか守ってくれへん人が多いんかして、大きな排せつ物をそのままにしておくというようにもやってる方もいらっしやって、ちょっとそういうのを見ながら、これは通告しとるあれじゃないので、ただ、そういう相談を受けたので、そういうのも、これからもそういうのを活用しながらなくしていけるようなことの実践というのができていたらええんかなと思いますので、また今後ともまたそういうのも検討していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、スポGOMI大会の開催についてなんですけど、これ、ごみ拾いはスポーツだということで2008年に日本で生まれ、ごみ拾いにスポーツの要素を掛け合わせたスポGOMIですが、チーム対抗の競技としてごみ拾いを楽しむイベントで、環境美化とスポーツを融合させて、気軽に楽しみながら参加できる社会貢献活動のことです。

体力の有無に関係なく楽しめることから全国に広がり、車椅子スポGOMIやスポGOMI甲子園などが開催されています。また、2016年以降に海外にも広がり、2025年7月には東京でワールドカップが開催されました。

このように、子どもからお年寄りまで気軽に参加できる、地域を巻き込んだ環境美化・社会貢献活動としてすばらしい取組みだと思ふんですが、本市主催としては考えていないということですが、もしスポGOMIを開催するなら、どのような課題がありますか、教えてください。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）現在、開催に関して具体的な計画というのは検討していないんですが、こういうイベント、全てのイベントでも該当するかもしれませんが、スポゴ

ミに関してはどこで開催するかとかによって、安全確保に関する課題であったり、また、参加者をどういう形で募集するか、また、広報の問題もあります。

あと資金、運営体制についても検討する必要があるということで、事前にこれら整理をした上で、安全かつ、また、その効果が発揮できるような大会運営対応が必要になってくると考えます。

安全面や財政面、運営体制の整備なども含め、慎重に検討する必要があるのではないかと考えています。

○議長（田中博晃君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。ゆくゆくこういう大会を開いていただけたらありがたいなと思って、ちょっと提案させていただきました。

私ら市議会議員としても、年に1回や2回ぐらいはそういう、ごみを拾うような活動をさせていただいたらええんかなと思っております。

最後に、市内の皆さん、各地でボランティアでごみ拾いをしっかりしていただいているというのもお聞きしとるので、その方々に感謝を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田中博晃君）12番 小林君の一般質問は終わりました。

この際、11時10分まで休憩いたします。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番4、16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）皆さん、おはようご

ざいます。それでは、よろしくお願ひいたします。

ただ今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は1項目です。視覚障がい者の踏切事故防止についてでございます。

2022年4月、奈良県大和郡山市において、全盲の女性が踏切内で列車にはねられ死亡するという大変痛ましい事故が発生いたしました。同様の事故は過去にも長野県や静岡県三島市など全国で発生しており、視覚障がい者にとって踏切は依然として大変危険な場所となっております。

こうした状況を受け、国土交通省は2022年にガイドラインを改正し、踏切手前の点字ブロックや踏切内の誘導標示を積極的に整備するよう求めております。

橋本市においてもJR和歌山線と南海高野線が通っておりまして、視覚障がい者が安全に生活できる環境整備が求められております。そこで今回は、本市の踏切における安全対策の現状と今後の対応についてお聞きしたいと思います。

1、市内踏切における安全対策の現状について。

2、視覚障がい者にとっての踏切の危険性に関する市の認識について。

3、国の指針改正に伴う本市の今後の対応方針について。

以上、壇上よりの1回目の質問といたします。明快なご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）16番 土井君の質問、視覚障がい者の踏切事故防止に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（石井隆博君）登壇〕

○建設部長（石井隆博君）視覚障がい者の踏切事故防止についてお答えします。

一点目の、市内踏切道における安全対策の現状について、市内には踏切道が57か所ありますが、踏切手前に点字ブロックを設置したり、踏切内に視覚障がい者向けの誘導標示を整備する対応は行われていません。

二点目の、視覚障がい者にとっての踏切の危険性に関する市の認識については、視覚障がい者は視力や視野、色覚などに障がいがあるため空間把握や経路確認が困難である一方、白杖を使用しない場合など外見からはその困難さに気づきにくいことも考えられます。

このことから、視覚障がい者にとって踏切は日常生活における移動の中で最も危険を感じる場所の一つであると認識しています。

三点目の、国の指針改正に伴う本市の今後の対応方針についてですが、本市の踏切道は幅員が狭く、国のガイドラインに示される標準的な対策を講じることは困難であるというのが現状です。

一方で、本ガイドラインには、踏切内に十分な歩行スペースが確保されていない場合の対策として、踏切の存在を視覚障がい者が認識できるよう踏切手前に点字ブロックを設置する参考事例が挙げられており、このような対策が有効な対策となるか、必要に応じて福祉関係部署や鉄道業者と連携し、検討してまいります。

○議長（田中博晃君）16番 土井君、再質問ありますか。

16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）今回のこの質問をしようと思いましたがきっかけなんですけれども、私、隅田地区に住まいをしておりますが、隅田中学校に全盲の社会科の先生が勤務されておられます。もう9年目になりますとおっしゃっていましたが、たしか昨年でしたか、市の職員研修の講師か何かも務めていただきました。いろいろな貴重な体験話をお聞

かせいだいたところでございますが、その先生が、よく私、通勤時に、隅田駅の近くに住んでおりますので、その先生、隅田駅から乗り降りされて通勤していらっしゃるの本当によくお見かけするんです。

そのときに、もう白杖を使って、本当に上手に白杖をお使いになられて、そして、すごく細い踏切を渡っていらっしゃるお姿をよく拝見しております、わあ、危ないなんていうか、自分もどのように手助けをしたらいいかよく分からなくて、見守るだけしかなかったんですけども、すごく命がけで歩いているんやなということがございまして、そしてまた、2022年に踏切内で事故が起こったというような記事も読ませていただいて、何か橋本市で、その先生というか視覚障がい者の方々の手助けの一助になれないかなと考えてこの質問をしようかなと思ったのがきっかけでございます。

ご答弁にもありましたけれども、視覚障がい者にとりましては、本当に踏切というのは単なる通過点ではなくて、列車の走行の音であるとか、それから反響音で方向が本当に分からなくなる、乱れてしまうというようなお話も聞かせていただきましたので、一步間違えればもう線路内で足が止まってしまって、そこが線路内であるのか線路外であるのかという認識ができなくなってしまって、それはもう命に関わることでございますので、まさしく命がけの場所なんだなというふうに感じました。

2022年の事故でも、調べましたところ、女性なんですけど、横断中にカンカンカンと踏切の音が鳴って遮断機が下りてきて、女性はちょっとパニックになってしまって、自分が立っている位置が線路内であるかどうか分からなくて、自分が踏切の外側にいるものだというふうに思い込んでしまって、特急電

車と接触事故があつて、残念ながらお亡くなりになったということでございましたので、そこで何らかの、視覚障がい者の方々の手助けになるような点字ブロックであるとか、エスコートゾーンと言われているんですが、そのような施策というか設置がなされていたのなら助かったのではないかな、防げたのではないかなというふうに思いまして、私も実際見たことはありませんでしたので、調べましたら、近くの市町村、事故が起こったのは奈良県大和郡山市だったんですが、橿原市のところにそのような点字ブロック、踏切内に点字ブロック、エスコートゾーンが設置された踏切があるというのを聞きいたしましたので、見学に行きました。勝手に見学に行ったんですけども。

皆さまにもぜひ具体的に、視覚障がい者の方たちが、こういう措置をしたら少しでも楽になるというか手助けになるんだよというのを少し見ていただきたいと思ひまして、写真を撮ってまいりましたので見ていただけたらなと思います。映像をお願いします。

これは奈良県橿原市にあります近鉄八木西口駅のところに、このようなのがございます。ちょっと大きくいたします。

ここは大変広い踏切で、軌道も二つ、上下で線路が二つありまして、専用の歩道がございます。この右側がこれ歩道ですね。

歩道にももちろん点字ブロックがございまして、このところに、ここからが踏切内に進入ですよというような点字ブロックがきちり設置しております、それから、その線路内は、ちょっと見えにくいんですけども、このように線路内は線路内で、エスコートゾーンというんですけども、ここが線路内ですよ。また向こう側にも横1列に点字ブロックが設置してございまして、線路を渡り切りましたよというのが視覚障がい者の人に分か

るような、このような大変分かりやすい設置になっております。

次ですが、これは先ほどの場所を拡大して撮ったところでございます。点字ブロックをずっと伝って来て、ここで横1列になっているので、ここが踏切内に入りますという、こういうふうに見られる、白杖でも分かるということですね。これが同じ場所です。

もう一か所、ここも橿原市のところにあつたんですけども、ここは何か近くに社会福祉協議会的なところがございまして、やはりそういう身体障がい者の方であるとか視覚障がい者の人が多く利用される場所でもあるということで、本当に信号機からも含めて、これは歩道なんですけど、歩道にもちゃんとこのぎざぎざで、こういう点字ブロックもついてますし、これ信号の中にも誘導の細かいブロックというか、あんまり凹凸はなかったんですけども、白杖でもこれぐらいだったら分かるそうでございます。

そして、踏切内はここですよというのがまたこのままずっと点字ブロックを、歩道から横断歩道を渡って踏切内に進入しても、このエスコートゾーンを使って渡り切ったということが分かります、このような措置がなされていまして。

これも、橿原市さんによりますと、何か大和郡山市で事故が起こった、ああ、すぐにもう我が町も対応しなくてはいけないということで、いち早く対応されて、割と見学に来られる方が多いそうでございます。

それと、これは先ほどのところの、よく分かるように延長というか拡大したところでございます。こういうふうになっています。

このようにとても、視覚障がい者の方でも白杖をつきながら歩いていても、凹凸によって踏切がここであるというのが分かるというように、点字ブロックであるとかエスコート

ゾーンがしっかりと改良されているということです。

ここではちょっと値段的なことは聞けなかったんですけども、事故のあった大和郡山市の点字ブロックとか、それから誘導表示などの設置費用が、国の補助金とかも出ておりましたので市の負担は80万円ほどで設置できたというふうなことをお聞きしましたので、整備できる、そのような国の制度というのが橋本市の場合も使えるのかなというのを思いまして、何かそのような国の制度があるのでしょうか。その辺をちょっとお答えいただけたらと思います。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）国の制度についてお答えさせていただきます。

歩道のバリアフリー化ですとか点字ブロックの設置ということで、歩行者の安全性向上のための歩道整備ということで、防災・安全交付金というのが適用できる可能性は高いというふうにご検討しております。

ただ、本市のように歩道が整備されていないような踏切で、単に点字ブロックを設置するだけでは十分な歩行者の安全対策を講じたとは言えないというような判断になれば、交付対象外になってしまう可能性はあるというふうに思います。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）確かに、一つ目の質問でもどんだけの数があるんですかと言うたら、57か所、橋本市ではありますということでございますが、なかなか先ほどお見せした橿原市の近鉄の踏切のような、本当に幅が広くて、それから歩道もきっちりと設置している場所は、私も大分回らせていただきましたが、なかなかありません。ないのが事実でございます。

しかしながら、幅が狭くても安全がきっち

り確保できるようにという、ご答弁にもありましたが、ガイドラインの中にも、このようなやり方でどうですかというような指針も出ておりましたので、答弁でもやっていく、研究してまいりますということでございましたが、できるだけ、お困りの方がいらっしゃるところには設置していただくような方向でお願いしていきたいと思います。

実際問題、私がちょっと、その先生が隅田駅から隅田中学校へ行かれる、目にしている現場を皆さまにもちょっと見ていただけたらなと思いますので、画像をよろしく願います。

これは国道24号から南のほうに入っただきまして、隅田第3踏切というところでございます。ここ左側に、右側も道路ないんですが、左側に左折をしていただきますと、手前ですが、JR隅田駅があるんです。この踏切を先生はいつも通勤の際に、朝と夕方と使っただけです。

これなんです、本当に狭いんです。これなかなか対向、軽やったら対向できるんですが、軽でないと対向できないんです。

段差だけでなく、段差というか、段差だけでなく、なかなか狭くて、いろんな溝がございますので、側溝みたいな溝がありますので大変危険なんですけれども、こういうところを渡っていらっしゃる。

ちょっとこれ拡大して撮りました。これ先ほどの写真の左側でございますが、これよく見てください。ブロックはないんですが、線路がここから端っことは落ちないようにという形で、このように黄色い誘導の、これテープじゃないな、何ていうんだろう、ちょっとよく分からないんですが、少しざらざらしたようなものが設置してあります。これももう大分、経年劣化しておりますので分かりにくい状況です。

当事者のその先生にお聞きしましたところ、このざらざらした感じぐらいのが、側道のが引いてあったら白杖でもわかりますかと聞いたら、わかりますとおっしゃっていました。

私らはもうそんな、こんなとこ目つぶって絶対よう歩かんのですけど、ここ、でも、すごい段差があるんです、これ。でも、かえって段差があるほうが、段差があるから落ちないようにとって、ずっと、まだ歩きやすいようです。

だから、できたら、次のはこれ右側なんですけど、右側はまだ残っていますが、線路内は残っていませんね。だから、できたらこのような軽微な、これは軌道内ですので鉄道会社になるかと思いますが、市のほうからやっぱり要望を上げていかないと、実際これを白杖で、さすりながらというんですか、誘導を受けながら進んでいらっしゃる全盲の方がいらっしゃいますので、この辺は鉄道会社のほうに要望を出していただいて、先ほど、こういうところ、本当にツルツルになっていますので、それをちょっと市のほうから要望をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）ご質問にもありまして、軌道敷内、鉄道敷内での工事になりますので、市のほうから鉄道事業者に対して連絡をして、修繕のほうを依頼したいと思っております。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ぜひともよろしくお願い致します。

ここの踏み切り、見ていたら本当に危なそうやなと思ったんですが、先生に実際お話を聞かせていただきましたところ、この隅田第3踏切は道路から軌道がちょっと上がっておりまして、坂があるんです。ああ、坂がある

から踏切に入るんだなという認識ができるのでございます。

一番怖いのは、坂も何もなく、点字ブロックも何もなく、本当にそのまま歩いていて踏切があって突然入ると。平たくなったフラットな部分で、何もそういう道路内に印がない踏切というのが一番怖いというふうにおっしゃってられました。

先生、9年間ここを通っていらっしゃいますので、もう慣れたものでございますので、ああ、もうそろそろこの辺で曲がって段差があるな、溝があるなというのは認識されていらっしゃいますけれども、当事者さんのお話ではそのようなことをおっしゃっていましたので。

さて、次なんですけど、なかなか橋本市では幅員が広い踏切がないんですが、一つだけちょっと私が気になった場所がございます。

画像をお願いいたします。それがここです。

これ、どこか分かりますよね、皆さん。橋本駅の東の踏切です。コンビニエンスストア側から写しております。こちらは片側だけ、橋本駅の東は片側だけ、細いですが歩道があります。

歩道を渡って踏切に入っていくんですが、ここ何もないんですよね。ここから線路ですというのが何もないんですよね。ここが一番怖いとおっしゃっていました。フラットなんですよ。このままずっと歩いていっても分からへん。

ここに、だから、ちょっと先ほど誘導の側道を造ってくださいと、造ってくださいというか側道の印をしてくださいという。これは鉄道者側がこういうのをやっています。

ここは比較的そんなに劣化していない状況でしたけれども、できたらこういうところに点字ブロックなんかがあればいいのではないかなと私は素人なりに考えたんですが。

先ほどご答弁にもあったように、ちゃんとした歩道が確保できていないと、国の補助金、助成金ももらえないしということでしたけれども、ここは非常に危ないですし、ちょうど前から車も来ておりまして、狭いのは狭い、対向できるようになっている幅もありますし、歩道をつけるというたら右側にも歩道をつけなあかんし、こちら側にも歩道をつけなあかんというふうになりますから、なかなか設置しにくい場所ではあるのかなと思いますけれども、こういうところの、ここ点字ブロックであるとか、先ほど来言っておりました誘導の表示、エスコートゾーンというんですか、そういうなんを設置しようというような計画というか、そういうのはございませんでしょうか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）お答えいたします。

橋本駅の東の踏切といいますのは、恐らく市内では最も幅の広い踏切の一つであるというふうに認識しております。しかも通学ですとか、あと駅から運動公園へ徒歩で向かう人も多いということで、現在、歩行スペースの明示など安全対策について検討を行っているところでございました。今後、鉄道事業者との協議にも着手したいというふうに考えております。

ただ、写真でも見ていただきましたとおり、その前後の歩道部分が幅員1メートルということで、ガイドラインに載っているような標準的な対応というのが困難な状況ではあると思います。ただ、何らかの対応はできる箇所だと思いますので、考えて検討してまいりたいと考えます。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）そうです。ここ、体育館に行くときもここを使いますとおっしゃっていらっしゃいましたので、やはり不便を

感じている市民の方がいらっしゃる場所であれば優先的に設置していただきたいし、当事者の方々からもしっかりとお話を聞いていただいて、せっかく設置するのであれば、どのような形であれば利便性が確保できるのかなというのも、実際問題としてもう通学とかでそういう踏切を使っていらっしゃる方が、視覚障がい者の方がいらっしゃいますので、検討のときにぜひともお声を聞いていただいて、やっていく方向で進めていただけたらと思います。よろしくお祈りします。

それと、最後にもう一か所なんですけど、写真をお願いいたします。

これ隅田にお住まいの方はよくご存じだと思いますが、国道24号から曲がって隅田中学校の手前の、これお旅踏切というんです。隅田の八幡さんのお祭りのときなどは屋台が通る、だんじりが通る、曳きだんじりが通るお旅踏切なんですけど、これ、ここが本当に狭いんです。

これは県のほうにも、県会議員さんたちのお力でもう何回も、地元の区長さんたちからも署名も頂きまして、たしか令和何年やったかな、4年ぐらいでしたか、要望をたしか上げておりましたね。県のほうでも何とか道路については拡幅していこうというような方向性で進んでいるというのは聞いているんですけども、ここ県道山内恋野線ですね、踏切です。

中学生が登下校のときに本当にたくさんこの踏切を渡ります。また、ダンプカーが、須河に行くダンプカー、須河から降りてくるダンプカー、そのダンプカー、工事車両とかが本当にこの踏切をしょっちゅう使うというようなことで、道路拡幅をしていただければ、是非ともこの踏切も拡幅しないとここで混雑してしまいますし、ここが本当に問題になっているところでございます。

学校再編によりまして、今度、恋野から隅田小学校へスクールバスも走らせていただくということが決まっておりますので、登下校のときに中学生の登下校プラス小学校のスクールバスが通る、なおかつ工事のダンプ車両も通るといふことであれば、本当に大変危険な場所でございますので、この場所、この場所を何とか鉄道会社さんともご協議いただきまして、道路だけでなく福祉の観点からも県のほうに、道路拡幅をするのであれば、この踏切内の拡幅、そして視覚障がい者の方用の点字ブロック、それからエスコートゾーンの設置というのを何とかお願いしたいと思っている次第でございます。

ちょっと写真を撮ってきましたので。

これは隅田中学校側から先ほどの踏切の、隅田中学校から見ますと左側です。これ本当に、視覚障がい者の方って白杖があると言いつつながら、見てください、皆さん。もうものすごく、これ溝あるんですよ、ここに。これ落ちたらもうひかれる前にここで骨折してしまいますよね。ここ溝です。

白杖があるので、先生、ここ真っすぐ歩いてきても、ああ、ここに何かあるなと避けますとおっしゃっていましたが、こういう状況ですよ。

もう一つの写真、これ右側なんです。ここも溝があるんですよ。溝とかは埋めることがなかなか水利の関係もあってできないと思うんですけども、こういう非常に危険な状況の中を、車も人も避けながら視覚障がい者の方は歩いていらっしゃるということでございます。

これ道路も本当に凸凹していますよね。蹴つまずく。高齢者の方もこれ蹴つまずく可能性がありますね。今、シニアカーでもよく通られますので、シニアカーでもなかなかこういうところは大変なのではないかなと思いま

す。

こういうふうな状況をご理解いただきまして、県はある程度予算がつきましたというようなお話も聞いておりますけれども、道路の面だけでございますので、踏切も鉄道会社、それから県の方々、地元の区長とかとも、それと当事者のお声もしっかり聞いていただいて安全対策をしっかりとしていただきたいと思いますっておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）現在、県のほうで踏切の拡幅も含めて事業着手に向けて事務を進めているというふうに伺っております。予算措置ができ次第、設計に着手するというところでございます。現在、踏切道の改良も含めて関係者協議が進められているということでございました。

ご指摘の場所につきましては、福祉部局とも連携して県に対して安全対策を講じていただけるよう要望してまいりたいと考えます。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ぜひとも、せっかく予算をつけていただくのであれば、もう完璧に良いのを造っていただきたいので、福祉の観点からも当事者の意見を取り入れてやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、本当に視覚障がいの方が白いつえ一本でまちへ出ていこうという、もう本当に勇気の要ることだなと思います。私たちもどのように手を差し伸べていか分かりません。そのような教育を私の年代ではあまり受けていないので。

だから、子どもたちにも、そういう障がいをお持ちの方がいらっしゃったら、どのようにして手を差し伸べてあげたらいいのかというような、教育というか指導も含めて、また教育委員会のほうも考えていただけたらと思

います。

隅田中学校の校長先生のお話も聞かせていただいたら、子どもたちは社会科の全盲の先生がいらっしゃるということで、本当に、障がいを持った方々に、何とというか、躊躇なく手を差し伸べられる。「先生、そこ溝あるので、危ないで」とかというのをもう自然に声が出て、先生が溝に、水たまりとかにはまらないように声をかけたり手を差し伸べたりできる子どもたちがいるそうでございます。

教育的にも、本当にそういう障がいを持った方がいらっしゃって、実生活を健常者と一緒を送られているというのは大変素晴らしいことだと思いますので、障がいをお持ちの方々が勇気を持ってまちに出ていただいている、社会生活を営んでいただいているということで、やっぱりその勇気に政治が、そしてまた行政が安全性という答えで応えていくしかないと思うんです。

これこそが私たちの責任やと思っておりますので、先ほど来、SDGsという言葉もたくさん出てきておりましたが、SDGsの理念である「誰ひとり取り残さない社会の実現」という言葉が、本当に単なるスローガンで終わることのないように、橋本市におきましても、視覚障がいの方が安心して橋本のまちを歩けるように、踏切などの安全対策にしっかりと取り組んでいただくことを強く要望し、私の最後の質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）16番 土井君の一般質問は終わりました。

この際、13時まで休憩いたします。

（午前11時44分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番 5、18番 中本君。

〔18番（中本正人君）登壇〕

○18番（中本正人君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。今回は橋本市の人口動態と足湯の2項目についてお伺いします。

一点目としまして、橋本市の人口動態についてお伺いします。

平成18年3月に橋本市と高野口町が合併した当時の人口は、橋本市が約5万5,000人、高野口町が約1万5,000人で、約7万人の人口がありました。現在は人口減少で、橋本市の人口も約5万8,000人であり、約1万2,000人の人口減少となっています。

人口減少は橋本市が抱える問題だけではなく、全国の自治体が抱える問題です。合併後、平均すると毎年約600人の人口が減少している橋本市を当局はどのように考えているのか伺いたい。

続いて2項目め、保健福祉センターの足湯についてお伺いします。

毎週月曜日から土曜日、午前9時から午後5時まで稼働している足湯、市民、高齢者の健康維持につながっていると思います。

ここで伺いたいことは、年間の利用者数、そして経費、そして、いきいきルームと足湯の動線について伺いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（田中博晃君） 18番 中本君の質問項目1、橋本市の人口動態に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君） 橋本市の人口動態についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、本市では人口減少が続いており、この状況を深刻に受け止めてい

ます。

人口減少は多くの自治体が直面している共通の課題であり、本市では令和5年度から開始した第2次長期総合計画後期基本計画において目標人口6万人の維持をめざし、三つの重点プロジェクトによる施策を推進し、人口減少の改善に努めているところです。

まず、出生数の改善として、出産や子育て支援の充実、経済的負担の軽減など、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んでいます。

次に、ファミリー層の転入促進として、市の魅力を発信し、移住・定住を促進する施策を展開しており、具体的には移住コンシェルジュ事業や子育て環境の整備、さらにはアウタープロモーションに取り組んでいます。

さらに、転出超過の抑制として、市外への人口流出を防ぐため、企業誘致や地場産業の育成を進めるとともに、LINEなどを活用した情報発信やインナープロモーションを実施しています。

これらの施策の結果、社会動態の一部に改善傾向が見られ、子育て世帯の転入が進んでいるほか、子育て施策については高い評価を得ています。

今後もシティプロモーションや各施策の情報発信を充実させ、人口減少に対しての取り組みを強化してまいります。

○議長（田中博晃君） 18番 中本君、再質問ありますか。

18番 中本君。

○18番（中本正人君） それでは、再質問させていただきます。

本市も令和5年度から目標人口6万人をめざして、出産や子育て支援の充実、そして、経済支援の充実から、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んでいるということですが、具体的にどのような取り組みをしている

のか、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）ただ今のご質問にお答えいたします。

子どもを産み育てやすい環境づくりの具体的な取組みについてですが、まず、出産や子育て支援の充実につきまして、本市では妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築を進めているところです。

子ども家庭センター「ハートブリッジ」におきましては、伴走型相談支援といたしまして、妊娠時、妊娠8か月前後、出生後の面談を実施することで、妊婦・産婦に寄り添った支援を提供することとしております。

また、出生時には本市の地場産業でありますパイル織物を活用いたしましたオリジナルのおくるみをプレゼントする、それから、4・5か月健診では橋本市産の木材を利用して木工玩具を配布するとか、地域の温かさを感じていただける取組みを行っているところであります。

家庭教育支援チームのヘスティアによります訪問型支援を行うとともに、市内9か所の子育て支援センターにおきまして、子育ての悩みですとか育児への不安を抱える家庭からの相談にもきめ細かな対応をしているところです。

地域における子どもの居場所づくりとしては、現在、地域食堂へ移行しつつあります子ども食堂の開設・運営を支援するとともに、子ども園ですとか学童保育の整備、療育支援の充実、給食のアレルギー対策などに取り組んでいるところです。

これらの取組みを「はっっこ！ウエルカムプラン」として市内外へ周知しているところでございます。

次に、経済的支援の充実についてですが、

出産・子育て応援ギフトとしまして、妊娠時に5万円、出産時に5万円、計10万円の現金給付を実施しているところです。また、子ども医療費につきましては18歳までの医療費の無償化を実現し、子育て世帯の医療費負担を軽減しています。

保育料に関しましても、多子世帯への保育料無償化を進めまして、現在、認可保育園、こども園等の給食費無償化や公立小・中学校給食費の無償化も実施しているところです。

これらの取組みを通じまして、出産ですとか子育て支援を充実させますとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減することで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進しているところでございます。

○議長（田中博晃君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）ありがとうございました。ご丁寧なご答弁ありがとうございました。当局はやはり妊産婦に寄り添った支援、経済支援の充実ということですね。よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、質問、次にお伺いしたいことは、現在の取組みは分かりましたが、子どもを産み育てやすい環境づくりについて今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）今後の取組みについてのおただしということでございますが、現状、壇上での答弁でも申し上げましたが、やはりこれらの取組み、先ほど申し上げた取組みをすることによって改善傾向にはあるんですが、なかなか目標のところというのは難しいところにはなっております。

子どもを産み育てやすい環境づくりは、出産ですとか子育て支援を充実することや経済的支援の拡充がやっぱり重要なことだというふうに考えておりますので、今後も重要であ

ると考えておりますので、特に若い世代ですとか出産をためらう主な理由を少しでも解消できるように、安心・安全な子育て支援をできるような環境を整えることが必要だというふうに考えています。

出生数の向上につきましては、本市だけではなくて国レベルの対策も欠かせないというふうには考えております。そのため、国や県の動向もしっかり注意しつつ、補助制度などを積極的に活用することで支援体制をさらに強化を図ってまいりたいと思っております。

それから、子育ての環境に関する本市ならではの取組み、先ほどご説明しましたような取組みをしっかり市内外の方に知ってもらうというようなことも必要だというふうに考えております。

市長もよく申し上げておりますが、市内外への広報を発信することによって、実際に我々がやっている事業というのをよく知ってもらうと。子育て情報サイトの「はぴもと」を活用することで、今、情報提供を行っているところですが、この辺りの取組みもLINEでの発信ですとかホームページでの充実ですとか、しっかり広報活動を情報発信することで、さらに子育て世帯の産み育てる環境を向上させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。

それでは、次に移住・定住対策についてお伺いしたいと思います。

紀の川市では、定住対策として新築でも中古でも家を購入すると50万円の奨励金がもらえるということです。そして、九度山町でも新築すると100万円の奨励金がもらえるということです。

本市の移住・定住対策についてどのように

考えているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、橋本市における住宅取得補助金制度についてご説明いたします。

本市では定住促進策の一環として、これまで住宅取得に対する補助金制度を実施してまいりました。具体的には、平成24年度から26年度まで新婚世帯住宅取得補助金として実施し、続く平成27年度からは転入夫婦新築住宅取得補助金として制度を継続しております。

この現制度は夫婦ともに市外から転入し、かつ夫婦のいずれかが40歳未満である場合に、市内で新築住宅を取得した際に30万円の補助金を交付されるというもので、若者世帯の定住促進を図るものです。

さらに、橋本市結婚新生活支援補助金や空き家移住応援補助金としても最大30万円の補助金を実施しておりまして、移住・定住の支援を強化しております。

加えて、移住対策として住宅取得補助以外にも橋本市移住支援金制度などを設けており、移住希望者向けに多様な補助金を交付しております。

また、平成28年度より空き家・仕事・地域情報など橋本市への移住希望者に対する情報の提供をワンストップで対応するための窓口として移住コンシェルジュを配置しており、コンシェルジュによるワンストップ対応をすることで移住希望者が抱える疑問や不安の解消に努めているところでございまして、現在のところ他市でやっているような一律いくらといった奨励金の創設とか増額というのは考えておりません。

いずれにしましても、ここ数年、橋本市にはファミリー層の転入が増加傾向にございま

す。若年層の定住を進めるためには単なる補助金の導入だけでなく、子育て環境、教育環境、雇用環境、生活利便性など地域が持つ総合的な魅力の向上が重要であると認識しておりますので、これらの施策を進め、選ばれるまちをめざし、引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）ただ今の答弁を聞かせてもらって、市内で新築住宅を取得した際に30万円の補助金、そして、橋本市結婚新生活支援補助金や空き家移住応援補助金として最大30万円の補助金を実施しているということですね。ありがとうございます。

市民が橋本市に住んでよかった、これからも住み続けたいと思っていただけるように今以上に努力していただきたいということをお願いします。ありがとうございます。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、保健福祉センターの足湯に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）保健福祉センターの足湯についてお答えします。

保健福祉センターの足湯は市民の皆さまの健康増進、また、地域交流の場として活用することを目的に、センター開設当初より設置し、ご利用いただいているところです。

一点目の年間利用者数について、屋外の設備ということもあり、利用者数を正確に把握できているわけではありませんが、足湯に設置している利用者名簿の人数として、令和5年度は217名、令和6年度は303名、令和7年度は1月末までで185名となっています。

また、いきいきルームの利用者の中でも足湯を利用されている方が1日数名程度おられ

ることから、年間を通じて一定数ご利用いただいていると認識しています。

次に、二点目の、足湯の経費についてですが、足湯には電気代や水道代、また、足湯の塩素濃度を一定に保つための検査薬や次亜塩素酸の購入費などが必要であり、年間約50万円を支出しています。なお、足湯に係る設備に不具合が生じた場合は適時修繕を行っています。

最後に、三点目の、いきいきルームと足湯の動線についてですが、いきいきルームの利用者による足湯の利用については、基本的にいきいきルームへの入館前または退館後に利用されています。そのため、利用者が移動する際は靴を着用いただき、いきいきルーム出入口から保健福祉センター北側出入口を通り、足湯を利用されている状況です。

利用者からは足湯について好評いただいているところですが、動線に関して職員やいきいきルームのスタッフに対し、ご意見は特に寄せられていません。

○議長（田中博晃君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）それでは、再質問させていただきます。

私は足湯は素晴らしいと思います。やはり市民や高齢者の皆さんの健康増進にもなりますし、本当に素晴らしいなと思いますし、そして、県下においてでも、県下9市においてでも、この足湯を設置してあるのは橋本市だけです。僕は素晴らしいと思う。

足湯といえば簡単に思われるかも知れませんが、これは本当に先ほども言ったように、市民や高齢者の皆さんにとって大変素晴らしい。ですから、私はこの足湯をもっと多くの人に使ってほしいということから、この今回の質問になったというわけです。

私も保健福祉センターに行ったときには必ず足湯をのぞきます。そうしたら、足湯につ

かりながら読書している人もいれば、お二人で楽しそうに話している姿もあります。

しかし、少ない。ただ今の答弁を聞いていても、これ私、1か月に何ぼと言うのではない、先ほどの答弁でも。これ年間ですよ。月曜から土曜までして年間約300日ぐらい一応稼働しているわけですからね。そこで考えたら1日1人もいてないということになるでしょう、計算から見ればね。

こんな立派な施設を、いい施設を、私はもったいないと思うんです。そういうことから、私もうちの地元の区長にもちょっとお話ししたんです。「区長、市役所に足湯あるの知ってますか」と言うたら、「知ってますよ」と。ああ、さすがやなと私は思いました。しかし、行ったことはない。

もちろん、足湯というのは、こういうのは言い方は悪いですけども、やっぱり男性があんまり行くところではないということですけども、やはり女性の方が多いということですけども、そこで私は、そこでうちの区長が言っていたことは、来月、山田7地区の区長会があるので話をしてみますということをいただきました。ぜひともそうして、やはりできれば率先して、区長からまた奥さんに子どもにお話をしてもらって、やっぱり橋本市の足湯に入っていただきたいな、ゆっくりしてほしいなと思いますし、まして、いきいきルームで汗をかいた後、足湯につかってもらえる人もおると思いますけども、けど、しかし、この数字を見たら非常に少ない。寂しい。

そのためにはどうしたらいいのかということ、やはり区長会なりお話ししていただいて、そして各地区で行ってほしいなと思うし、うちの区にも、一度、班長だけでもいいからやっぱり、いっぺん足湯をやっぱり利用してほしいのと言って、そして感想を聞かせてよというぐらい話をしたんです。

やはり本当にこんなの、先ほども言ったけど、県下9市で1か所もないんです、この足湯があるのは。自信を持って自慢してほしい、僕は。僕は足湯をもっともっと利用してほしい。そういうことから私は今回の質問になったというわけです。

こんなすばらしい足湯をやはりこれからもどンドン利用してもらえるように、何とか区長会なりいろんなところにお話をしてもらって、やはりより一層足を利用してもらえるようお願いしたいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）18番 中本君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）順番6、4番 梅本君。

〔4番（梅本知江君）登壇〕

○4番（梅本知江君）皆さん、こんにちは。

一般質問の前に、私ごとで恐縮ですが、一言申し上げさせていただきたいと思えます。

去年の後援会収支報告について提出が遅れた経緯について、私の認識の甘さによるものであり、市民の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

今後は確認体制を徹底し、再発防止に努めてまいります。

それでは、通告に従い、質問に入ります。

一つ目ですが、前回の一般質問で「20歳のつどい」の在り方、特に式典の内容について一般質問をしました。市長より、楽しく思い出に残るようにしていくよというお言葉を頂きましたが、今回は参加したくても参加できない人に対して市としてどう支援していくかについて質問させていただきます。

1、成人式（20歳のつどい）の在り方について、ナンバー2。

成人式（20歳のつどい）は二十歳を迎える

若者を社会の一員として祝福し、将来の担い手として本市とのつながりを育む重要な行事です。しかしながら、近年は経済的理由や仕事、進学等の事情により参加をためらう若者や、式典の内容が必ずしも多様な価値観や生活実態に十分対応できていないとの声も聞かれます。

他自治体においては、参加しやすさに配慮した開催方法や若者の声を反映した企画運営など、新たな取組みが進められています。

そこで、本市における成人式の現状と課題を踏まえ、参加しやすい成人式の実現に向けた今後の考え方についてお尋ねいたします。

一つ目、今年の成人式の参加状況及び課題認識について。

二つ目、経済的負担や多様な事情への配慮に関する市の考えは。

三つ目、他自治体の取組みを踏まえた今後の改善方針について。

二つ目の一般質問を申し上げます。橋本市サカイキャニング産業文化会館アザレアにおける公衆Wi-Fi環境の整備についてです。

橋本市サカイキャニング産業文化会館アザレアは、本市唯一の大規模施設として、市民の文化活動や交流の場として重要な役割を担っています。一方、近年は多くの自治体において文化施設や公共施設に公衆Wi-Fi環境が整備されることが利用サービスとして当たり前となっています。

しかしながら、現在、橋本市サカイキャニング産業文化会館アザレアにはWi-Fi設備が整備されておらず、講演会や研修、発表会、市外からの来館者等にとって不便を感じるとの声をよく聞きます。

そこで、橋本市サカイキャニング産業文化会館アザレアにおける公衆Wi-Fi環境整備の現状認識と課題、今後の対応及び整備に向けた考え方についてお尋ね申し上げます。

一つ目、橋本市サカイキャニング産業文化会館アザレアに公衆Wi-Fiが整備されていない現状についての市としての認識は。

二つ目、利用者の利便性及び施設活用への影響について。

三つ目、他自治体の公共施設との比較に対する市のお考えは。

四つ目、今後の公衆Wi-Fi整備に向けた検討状況をお聞かせください。

以上、一般質問のほうに対するご答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君の質問項目1、成人式（20歳のつどい）の在り方について、ナンバー2に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）成人式（20歳のつどい）の在り方についてお答えします。

一点目の、今年の20歳のつどいの参加状況及び課題認識についてですが、令和8年橋本市20歳のつどいは、橋本市政20周年記念として1月11日に式典を開催いたしました。

参加状況は、対象者559人に対し参加者は445人で、参加率は約79.6%でした。昨年の参加率は約80.9%でしたが、コロナ禍を除き、例年8割程度の参加を得ています。

課題としては、不参加の方の具体的な理由や参加者の式典に関する感想、あるいは、どのような点を改善してほしいのかといったところについては把握できていません。

二点目の、経済的負担や多様な事情への配慮に関する市の考え方についてですが、対象者の経済的な負担を軽減するために式典当日の服装等に対して金銭的援助を行うことについては、実施の予定はありません。

また、多様な事情については、市内に住民票がない対象者も参加することができるようにし、当日式典に参加できなかった方々に対

しても、連絡をいただければ記念品をお渡ししていますが、これを不参加の方全員に送付することは考えていません。

三点目の、他自治体の取組みを踏まえた今後の改善方針についてですが、和歌山県下の市町に問合せをしたところ、実行委員会を立ち上げ、式典とアトラクションの2部構成で実施している市町が多くありました。

例年、本市は各中学校の卒業生で構成する実行委員会を8月頃に発足し、アトラクションの企画立案、内容等について、実行委員が意見を出し合い、計画を立てています。

今後は、式典の参加者から式典の感想や「こんな内容があればよかった」といった意見を収集し、次年度以降の実行委員会へ意見を提供し、反映させる仕組みをつくりたいと考えています。そして、より多くの二十歳の若者が参加しやすく、橋本市とのつながりを感じられる20歳のつどいの実現に向けて引き続き努力してまいります。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君、再質問ありますか。

4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ご答弁ありがとうございます。

ご答弁の中で、まずなんです、例年8割程度の参加を得ていますということなんですけれども、何かこの文面の書き方を見ていましたら、8割ですごく満足しているように私は聞き取れました。2割の方が不参加ということなんですよね。

前回は申し上げましたが、成人式というのは強制でも何でもありません。参加したくない方はそれはそれでいいと思うんですけど、今回は参加したいけれども参加できない方に対しての質問になっているんですけど、2割と言いますけれども、5人に1人の方が参加されていないということなんです。そこに今まで

着目されたことはありますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）参加率につきましては、着目といたしますか、約8割というところで、一定のめどとしては、予測といたしますか来てほしい、の参加を得ているという形では認識しております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）いえ、私が言っているのは、5人に1人が参加していないというところに着目されたことはございますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）その2割につきましては、正直たくさん参加していただきたいんですけど、その2割に対して特に着目しているというところは正直ございません。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）そうですね。前回もご答弁を聞いていてそう感じました。

20歳のつどいは、もちろん大切な日で、式典も大切だと思いますが、将来の担い手である若者と本市とのつながりをつくる大切な機会です。もう本当にすごいチャンスだと思うんですね。

それなくても、先ほども中本議員からお話ありましたが、人口減少、一番今、問題になっていると思います。そして、若者の方に、私たちは定住、そしてまた、都会に行っている方たちにUターンで戻ってきていただきたいという思いがあると思うんです。ただの成人式ではなくて、その戻ってきてもらいたい、人口を増やしたいという施策の一つとして考えられていますか。それか、ただの成人式と思って開催されていますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）まず一つは、新成人を迎える方々のお祝いという形で式典をす

ることが一つの目的になるんですけども、これを機会に、橋本市の外に住んでいる若い人にふるさとに帰ってきてもらって、昔の友達のつながりであったり橋本市の愛着というのを考える機会になればいいなというのは考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）思いはそう思っていると思うんですが、していただいていることを見ると、私はちょっとそう感じる事ができないんです。

先ほどの5人に1人が参加していないというところに焦点を当てるんですけど、例えば、そう思うならば、何かアンケートを取って、どういう形かは別としてですけども、来れない方の事情をお聞きするとか。

私が調べたところですけども、参加したくないとか意味がないとか、あまりみんなと顔を合わせたくないという、そういうのはご自身の判断でいいと思うんですが、何といても経済的理由で参加できない。

成人式までに、遠くに就職とかされていたら帰る旅費がないであったり、前回も申し上げましたが、当日、振り袖を借りるお金がないであったり、実際そういうことが多々今までも周りでありましたので、だから、そういうのを考えられていないと思うんです。

ですから、二点目に、経済的な負担や多様な感情への配慮に関しては、金銭的援助を行うということは予定はありませんと言い切られているんです。いや、予定がないならば、じゃ、ほかに何か支援策をお考えですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

振り袖とかはかまとか、そういったいわゆる高額な衣装、そういうものに関して金銭的な補助はないということは申し上げましたが、

それを別の形で、例えばレンタルであったりリユースであったりというような考えも、主催者側としてはそこまでは考えは持っておりません。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）では、今のお答えでしたら、経済的に困っている方は何の支援もないので参加できない、市として手を差し伸べてあげることにはできないということですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）めでたい式典に手を差し伸べないという寂しい気持ち、冷たい気持ちを伝えているのではなくて、やっぱり成人式、今月の広報でも2月の表紙とか特集を見ていただいたと思うんですけど、それは写真とか記念撮影を撮るのに振り袖やはかまというのはそれは憧れる方もいらっしゃるかなと思うんです。

ですが、それを出席の方に着てもらうような形で、主催者側としては、こういう言い方をしたらあれですけど、そこまでは望んでいません。服装につきましては個人のやっぱり自由といいますか、ありますので、特に20歳のつどいは高校を卒業してから再来年の1月の2番目の日曜日にほとんどあるというのも分かってくれていますので、そういった中で、皆さんがだいたい対象になる時期も分かっている中で、金銭的なものを主催者側としてやっぱりするというのは、そこまではやはりようしませんということ。決してそういう、手を差し伸べないという気持ちではありません。ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）そうなんですよね。振袖を着ないといけないとかスーツを着ないといけないという決まりはありません。

でも、正直、みんな着ているんです。自分

だけ着れないからって、それで行けないという方が本当に私の子どもたちの周りでもいたので、いつまでも変わらないなと思って。

私は、議員じゃない主婦の立場でいるときから、それはずっと思っていたことなので。かといって、一主婦が何をしてあげられるかということもなかったの。ですから、私はもうこの何か一般質問、これにすごくこだわってしまうんです。

もちろん、式典でお祝いをしてあげるということもとてもいいことですし、うれしいことだと思います。でも、何か大人になるこのスタートに、本当に大人たちであったり地域の方のご協力もいただいたり。ただ、私はお金を出してください、補助金を出してください、何ですか、振り袖に対してとか、そればかりを言っているのではなくて、じゃ、ほかに、民間の人たちにちょっと呼びかけて、もう要らなくなった振り袖を、例えばですよ、寄附していただいてであったり、あとレンタル会社にちょっとお願いして、ちょっと何かの形で協力していただく。

前日も申し上げたんですけど、しつこいようですが、橋本市にも美容師とかはたくさんおられると思います。そういう方にもお声かけして、当日の髪を結ってもらったりメイクをしてもらったり着付けをしてもらったりであったり、何か何か、お金だけじゃないと思うんです。経済的に来れない方に対して何かしてあげていただきたいなという思いなんです。いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）何かしてあげるといことになりましたら、これはちょっと今、私の半分思いも入っていますので、ふさわしくなかったらもうスルーしていただきたいんですけども、やはり1年前の成人式を迎えた方から、あといろんな情報を新しい若者も地

元で聞いてもらって、そういったつながりを大事にしていきたいなと思います。

実行委員会では中学校の卒業生でメンバーを組んでいろいろ考えてもらっているんですけど、やっぱりこちら側としてもできることとなりましたら、参加するかしないかというところまで踏み込むのはちょっと正直しんどいです。ですが、やはりお友達と一緒に成人式に行くとかそういったことは高校を卒業してから話できると思いますので、そういったところを今年の実行委員会の方から、来年の実行委員は決まってないですけど、地元でそういった引継ぎ、引継ぎと言ったら失礼なんですけど、そういった次の成人式、みんなでお祝いしてというところをつなげてもらえたらどうかなと思います。

主催者としては全員対象の方に案内をお出ししておりますし、欠席の方へも後から記念品を申し出た方にはお渡しすることもしておりますので、可能な限りでは努めていると認識しております。

以上です。

○議長（田中博晃君） 4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）すみません、ちょっと私の質問とは違うと思うんですが、金銭的な援助ができないならば、ほかに何か策を考えていただけますかということを投げているんですが。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）橋本市を知ってもらえる情報を今年、式典とアトラクションの間に行ったんですけど、そういった橋本市のつながりのある情報ツールのアプリを紹介して、橋本市に、ふるさとを思ってもらいたいというのは、そういったのは取組みは新たに行いました。

ただ、金銭的援助のほかに当日の服装で支援するサービスにつきましては、それはもう

正直いたしかねるところでございます。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）つながりとか言っているのではなくて、民間の方も市も一緒になって、大人たちで何か来れない方に対しての経済的、お金を出すということだけではなくて、先ほど言ったような例でいろいろ協力を頂くような市から発信をしたり、これからそういう努力であったり検討をしていただだけませんかということですよ。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）実質、着物のレンタルであったりリユースのあっせんという形にはなるかと思うんですけど、そこまでは主催者側としては行うところには至りません。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）しつこいようですが、なので民間の方に、先ほども言ったじゃないですか。市でできないなら民間の方にもお力を頂きながら、何か一歩そういう方が、経済的な方を救えるような施策を何か考えていただだけませんかと言っているんです。着物に対してお金をということだけを言っているのではないんですが、何か意味が通じていないですか。

○議長（田中博晃君）教育部長、できるかできないかの答弁だけしていただけたらと思ひます。

教育部長。

○教育部長（岡 一行君）検討はいたしたいと思ひますが、実施としてはいたしかねるところと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）では、検討していただけるということによろしいですね、これから。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）今ここで別の形の何らかの策というのがもう私の中で限界が来ておりますので、そのような形でお答えさせていただきますましたが、経済的な支援というのはもう限界があると思ひます。

そういったところで、考えさせてはいただきますけども、実施というのはまた別物でご理解いただきたいと思ひます。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ぜひ次の成人式に向けて、今から何か施策を考えていただきたいと思ひます。

そして、続いて、先ほどのお話ありましたが、参加者におはがきを送っておられるということなんですね。それで、来れなかった方に、私はちょっと来れなかったからと言って、当日頂ける記念品であったり、いろいろ、二十歳に、これから人生を送っていくにあたっての大切な資料一式をお渡ししていると思うんですけど、それを来れなかった方にぜひ送っていただきたい。ちょっと「おめでとうございます」とサインでも入れたりちょっとお手紙も書いたり、メッセージというんですか、ちょっと入れて、そういうことをしていただきたいと言ったところ、それは考えていませんと前回ご回答があったんです。なぜできないですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）それは、一つは郵送費の予算のことがあります。それとあと、欠席する方はもしかしましたら、地方の方でしたら他市の成人式のほうに出席されている方もいらっしゃると思ひます。そういった中で、理由がつかめていない中で送りつけると、失礼な言い方なんですけども、不参加の方全員にそこまでサービスはいたしかねるところがあります。

それと、前もって参加されない方に関しては記念品を、取りに来ていただければお渡ししますという連絡もしてございますので、その辺で不参加の方全員には対応いたしかねるというふうに考えています。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ご案内のはがきには不参加の方には連絡を頂けたら記念品をお渡ししますというメッセージを書いておられるんですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）不参加の方にはそのような形でお知らせは事前にしております。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）はがきに書いておられるんですね。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）ちょっとすみません、確認をさせてください。はがきかどうかというところを確認させてください。はがきしかありませんので、そのような旨で聞いておるんですけども、ちょっと確認させてください。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）とても大事なことだと思います。こちら側は、要望いただいたらお渡しすると思っけていても、はがきを頂いた方はそれを知らなかったら分からないことではないでしょうか。また調べてください。

でも、私にしましたら、経費もかかることです、お手間も。でも、先ほど言いました、いや、そんな問題なのかなと思うんです。本当にお一人お一人、本当に橋本市に籍を置いてくれている若者に一人ひとり、やっぱりもっと大切にしておいていただきたいんです。その一つが今私が言っていることをしていただけたらと思います。

そういうことで、ああ、すごく何か、「おめでとうございます」と何か言えない人もいてるかもしれません。おめでとうのメッセージを頂いたら、ここまで橋本市ってしてください。私はそういう橋本市であっていただきたいというふうに感じますので、ぜひ、取りあえずはがきを確認していただいて、全員の方に送付していただけたらと思います。

それがゆくゆく本当に橋本市に戻ってきてくれたり、「いい市やな」言うて、ここやったら住みやすい、大切にしてもらえるかなと、そういうことにつながっていくのではないかと思います。

なので、来年の20歳のつどいなんですけど、ぜひ、今から検討していただく内容となると思うんですけども、もっと工夫して、その2割の方、5人に1人の方にも何か着目というか焦点を当てて、たくさんの方に参加していただいて、仲間で楽しく思い出に残る、そしてまた橋本に住み続けたい、戻ってきたいと思ってもらえるような成人式にしてあげようをお願い申し上げたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）先ほどはがきに不参加の場合の掲載をしているかというところなんですけども、実際ははがきにQRコードを掲載してございまして、そちらを読み込んだらホームページに飛びまして、そっちのほうに明記しているという状況でございます。はがきそのものには明記してなくて、一つアプリを、QRを通してのお知らせというふうにしてございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。私、実は事前にちょっとはがきを見せてくださいとお願いしてあったんですけど、はがきを見せていただけていないので。QRコード

でそれで皆さんに浸透できるなら、それはそれでいいかと思えます。

しつこいようですが、本当に弱者の方に手を差し伸べていただけたらと思います。一つ目の質問、これで終わらせていただきます。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、橋本市サカイキャニング産業文化会館アザレアにおける公衆Wi-Fi環境の整備に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）橋本市サカイキャニング産業文化会館アザレアにおける公衆Wi-Fi環境の整備についてお答えします。

一点目の、公衆Wi-Fiが整備されていない現状についての市としての認識ですが、現在、橋本市サカイキャニング産業文化会館アザレアは財団法人橋本市文化スポーツ振興公社に指定管理しており、本市唯一の大規模集客施設として、市民の文化活動や各種催しの拠点として多くの市民や来館者に利用されている施設です。

同施設において公衆Wi-Fi環境が整備されていないことについては、利用形態や社会情勢の変化を踏まえると、利用者サービスの面で一定の課題があるものと認識しています。

二点目の、利用者の利便性及び施設活用への影響については、講演会や研修会、発表会において資料の電子化やオンラインツールの活用が進む中、公衆Wi-Fi環境がないことにより、主催者や参加者にとっては一部の不便を感じる場面が生じているものと感じています。

また、市外からの来館者にとっても、情報検索や連絡手段の確保といった点では利便性に影響があると認識しています。

三点目の、他自治体の公共施設との比較に

対する市の考えはについてですが、近年、他自治体においては文化施設や公共施設への公衆Wi-Fi整備が進んでおり、利用者サービスの一環として位置づけられている事例が増えていることは承知しています。

四点目の、今後の公衆Wi-Fi整備に向けた検討状況についてですが、初期導入費用に加え、継続的な維持管理費用やセキュリティ対策が必要となります。現時点では整備計画がありませんが、施設のさらなる活用や魅力向上の観点からも、集客施設へのWi-Fi整備については優先順位をつけ検討を進めてまいります。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君、再質問ありますか。

4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ご答弁ありがとうございました。

今回この質問をさせていただいたのは、これまで何度もお願いしてきましたが、なかなかお話が前に進まなかったので今回この一般質問にさせていただきました。

私の質問の中で、現状についての認識であったり施設活用への影響であったり、それに対してお答えいただいているんですけど、実は、私は最初、利便性をすごく重んじていたんです。でも、いろいろ調べていますと、当たり前のお話なんですけど、こちらの、ちょっとサカイキャニングと短縮して名称を言わせていただくんですけど、こちらは災害時の指定避難所になっているということはご存じですね。なのに、そういう認識が全然この答弁の中に出てきていないんですね。

だから、何でしょう、この答弁の最後なんですけど、整備計画も今のところありませんとか優先順位をつけますとか検討しますとか、そういう問題でしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）今現在は計画がないというのは事実ですので、ないという形で答弁させていただきましたが、集客施設のメインとなりますので、今後は優先順位をつけて検討するという形で、そういった形で答弁させていただきました。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）こちらのほうは橋本市でも一番大きな避難所になると思うんです。もし何かあった場合、もう本当に今って分からないじゃないですか。今日でも明日でも地震が起こったり何か竜巻が来たり、どういうことが起こるか分からない中、避難所なのに優先順位って、命に関わることなのに優先順位って、じゃ、何が1番なんですか。この件は何番なんですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）災害時の避難所に指定されていることなども含めて優先順位を考えたいということです。当然、集客施設ですので、利用頻度であったり利用者数であったり、そういったところを踏まえて施設整備の順番は考えていくというふうに考えています。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）いや、私が質問しているのは、いつまた地震とかいろんな災害が起こるか分からないという。この件はただ利便性だけではなくて人の命にも関わることじゃないかなとすごく感じたんです。

実際いろいろ過去を調べたところ、熊本地震のとき、そして北海道東部地震、東日本の台風が来たときに、施設にWi-Fiがやっぱりなかったんですよね。それで安否確認が取れなかったり支援の情報が伝わらなかったり、本当に大変だったそうなんです。その後、

2016年頃から総務省から避難所Wi-Fi設備の重要性、それを各自治体に促していますということなんです。なのに、いまだに、2016年にそういう発信があった、でも、いまだにまだつけてない。もう10年ぐらいたつんでしょうか。

多分そこにあまり危機管理の意識がなかったんでしょかね。今も答弁を聞いていますと、何か、優先順位と言われたときに、市民の命を守る、防災対策より優先されるものほかに何かあるのかなというふうに私は感じるんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）ご質問いただいた内容とはぴったり来るかどうか分からないんですが、避難所と指定されている施設でWi-Fiがついていないところというのはほかにもございます。そこはやっぱり我々市としても早急に対応しなければいけないという認識は持っていますので、そこら辺りも含めて優先順位をつけて、計画的にしっかり整備していきたい、前向きに検討していきたいというご答弁ですので、その点をご理解ください。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）では、いつ頃をお考えでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）財政的な状況の判断も必要になりますので、早急にということしか今はお答えできません。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）では、つけるとなると、概算費用はおいくらぐらいかかりそうですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）産業文化会館の、今、1階の共有スペースを想定した場合にな

りますけども、アクセスポイントの数にもよりますが、概算でいいますと初期費用で約100万円から〜150万円ぐらいかかるかなというふうな形では見込んでおります。初期費用としてはそれぐらいかかるかなと考えています。以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）では、それに対して何か補助金の活用とかの可能性はございますか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

以前、和歌山県W i - F i 環境整備事業補助金というのがあったんですけども、現在この補助金は実は終了しております。その代わりとなるとはちょっと申し上げにくいんですけども、県において地域のにぎわいづくり整備支援補助金というのがございます。

これはW i - F i 整備に特化した補助制度ではありませんが、対象となるということをお聞きしていますので、W i - F i 整備を考えるにあたりましては、この補助金の該当要件を含めて検討していく形になると考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）そうしましたら、急を要することなので、優先順位とかおっしゃっていましたがけれども、ぜひそちらのほうもいろいろ調べていただいて、早急にいろいろ考えて、1日でも早い設置をお願いしたいと思います。

そして、それプラス、やっぱり公民館も避難場所になっていると思います。公民館にもW i - F i がないので、その辺も含めていろいろ早く、優先順位というよりも一日も早く検討していただきたい。何なら補正予算に私はのせていただきたいぐらいでございます、気持ちは。市長、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）熱い気持ちはよく分かるんですけども、W i - F i だけが災害対策じゃないんです。公民館も優先的には高いと思いますし、体育館に空調をつけていく、これはもう時限立法で決まっているので、そこに、全ての小・中学校の体育館にエアコンをつけていくという方法も考えないといけないということもあります。

産業文化会館については外装はやったんですけど内装がまだできてないというようなところもあって、トイレは改修を予算つけてあるのでできると思うんですけども、ただ、W i - F i をつける予算というのは、100万円かよという話かも分かりませんが、やっぱりどの程度の、本当に全てつけたときに、どれだけの費用がかかるのか。どこが本当に避難所として考えたときに優先されるのか。

公民館もW i - F i をつけたら利便性はさらに上がると思うんですけども、その中をしっかりと、どういう整備計画を立てて、どれだけのお金をはめていくかということをやったり考えないと、むやみやたらにつけていくとまた、これつけるだけでは済まんのです。ランニングコストも必要になってくるという、そういう問題もあるので。

産業文化会館の場合、大雨だったらあそこは避難所にはできない。水害、水没地域になりますので、実際使えるといったときは地震の、そういう災害の。大雨とか台風のときはあそこは水没地域になっているので、そういうところの問題もあると思いますし、どこを優先させてつけていくかというのは、これから財政的なところもありますので、全てやってしまうか、先に小学校とか中学校の避難所の体育館に空調をつけるほうが先なのかというような、そういう選択もして進めていけたらと思っています。

やっぱりWi-Fiは要るなどは思いますけど、やっぱり財政的な制約も考えないと、今そんなに財政が、基金をためてきましたけど、やっぱり今、人件費の高騰とか物価高騰で非常に、また、病院への繰り出し等で非常に厳しい財政状況になりつつあるので、その中でやっぱり優先的などところをしっかりと決めて取り組んでいくということが一番大事なことになると思いますので、そこはよく精査した後に考えていきたい。

だから、今ここで期限を言うということはなかなかできませんけど、必要性とか、また、市民の皆さんの声も聞いて、本当に公民館に要るんだったらつけないといけないと思いますし、先に体育館のエアコンが先やと言われたら、またいろんな声があるので、そこをやっぱり精査して優先順位を決めて取り組んでいくということも非常に大事ななと思っておりますので、できるだけ早くできるようには考えていきたいと思います。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）どうぞできるだけ早く、よろしく願いいたします。

そして、これで一般質問は終わりなんですけど、最後にちょっと一言あるんですが、1月25日に開催されました20周年式典に参加させていただきました。市民の皆さんと一緒に作り上げたプログラム、本当に感動で、私、何回も泣いたんです。何より本当にこれからの橋本市に、私は式典を最後まで見させていただいたんですが、これからの橋本市に本当に期待と希望を持つことができました。携わっていただいた皆さま、本当にありがとうございました。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君の一般質問は終わりました。

この際、14時20分まで休憩いたします。

（午後2時7分 休憩）

（午後2時20分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番7、6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君）改めまして、皆さん、こんにちは。始めさせていただきます。

通告に従いまして一般質問を行います。どうぞよろしくをお願いします。

今回は四点ございます。

まず一点目ですが、市役所窓口に字幕スクリーンの設置をということで、福祉課等の窓口に透明なスクリーンに字幕表示する装置をつけているところでは、職員と来訪者の会話をリアルタイムで73言語を翻訳、対応しており、図などの表示もそのスクリーンに可能ということであります。

福岡県では太宰府市役所の福祉窓口で設置されており、正確な情報がやり取りできると聴覚障がい者や高齢者などから歓迎されているとのこと。当該市役所の担当課に私、問合せしたところ、購入費用は約60万円で、50%を国からの交付金で賄えるということで、新しい地方経済・生活環境創生交付金、長い名前ですけど、を活用したということです。

あと、利用するには毎月1万5,000円ほどのインターネット代が要るということをお聞きしまして、交付金については、この交付金は毎年、国で予算を組んでいるもので、令和7年度では2,000億円、令和6年度では1,000億円が組まれているようです。

年度はじめにでも早急に申請して、本市でもぜひ設置していただけないでしょうかということで、見解をお聞きしたいと思います。

二点目ですが、天理市の取組みにも触れて、本市の新しい学校づくりについてお聞きします。

恋野小学校と隅田小学校は再編準備委員会で協議が進められていますが、昨年の12月議会で「保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な統廃合ではなく慎重な検討を求める請願書」が全会一致で採択されています。

各小学校の再編準備委員会で再編統合しないとの結論が出た場合には、教育委員会としてもその結論に従うことになります。文教厚生建設委員会ではそのようにするという答弁でしたが、再確認したいと思いますので、見解をお聞きします。

そして、日本経済新聞に「天理市では、「みんなの学校プロジェクト」を設置し、小学校を核に地域の活力を維持し、子どもたちには世代間の交流を通じた学びを得るように進めています。学校図書室を地域の子育て世代らも利用できるように開放しています。さらに、高齢住民が児童に付き添って登校するといったつながりを拡大し、地域のプラットフォームとなる学校づくりです」ということで、こんな記事が掲載されておりました。

天理市の伊勢和彦教育長は、「学校は行政のものでも教職員のものでもなく、地域みんなのものであります。子どもたちと住民のために活用するという考え方を揺るがないものにした」ということで記事には書いておられまして、議員有志で天理市教育委員会に視察に行っていました。地域の人材資源を活用して、学校の統廃合をしない方針で進めており、児童生徒や地域住民で学校を残す取組みが実践されています。

天理市の取組みについて学校再編の参考にしていただきたいと思いますが、本市の見解をお伺いします。

三点目ですが、本市の生活保護行政につい

てお聞きします。

国の生活保護行政は、2013年から15年にかけて生活保護費が最大で10%も引き下げられ、総額670億円の削減となりました。今でも引き下げられたままです。

これに対して、全国では29の都道府県で1,000人を超える原告が裁判に立ち上がり、生活保護費削減の取消しを求める訴訟が行われました。その結果、昨年6月27日に最高裁は生活保護基準引下げの違法性を認め、生活保護費減額処分取消しを命じる歴史的な判決を下しました。

しかし、国は被害の回復を行わないままであり、生存権と人権が侵害された状態が続いています。

そこで、このような国の態度について、保護行政を実施・運用してきた本市の見解をお答え願いたいと思います。

次の四点についてお答え願いたいんですが、一つ目は、保護費の生活扶助費について、本市での保護費のうち日常生活の根幹となる生活扶助費は、大幅に削減される前の2013年と2025年度ではどうなっていますか。65歳単身者、75歳単身者についてお答え願いたいと思います。

二つ目には、市内のある生活保護利用者に聞きました。毎日の食事は朝と昼を一緒にして1食、そして夜1食で2食で済ませている。入浴はシャワーにしている、また、食費はスーパーで半額品を買いに行っているなど、そういった節約なんかをしながら、物価高騰でぎりぎりの生活をされているということをお聞きしました。

生活保護費の減額は最高裁も違法性があると認めていることから、一刻も早く元に戻すよう、全国市長会等も含めて国に求めていることとありますが、見解をお聞きしたいと思います。

三点目に、生活保護世帯に対する上下水道利用料の減免制度を検討できないものか、お聞きしたいと思います。

四点目に、生活保護のしおりとなる、本市では「生活保護のご案内」と書いているんですが、その説明文の中に未成年者のアルバイト収入（高校生のアルバイト収入等）など控除についての説明がありません。他市では記載されている自治体は少なくありません。本市でもぜひ記載していただきたいということで、いかがでしょうかということです。

四点目ですが、児童館に洋式トイレの設置ということを要望なんです。市内には担当職員を配置されておる子ども館、児童館が4施設あります。はらだ子ども館と友愛児童館には洋式トイレがありません。子ども館・児童館に来る子どもたちの中には洋式トイレがないということで帰ってしまう子どもがいるということをお聞きしまして、市民の方から洋式トイレ設置の要望がありました。

身体的な問題で和式が使えない子どももいます。楽しみに来ている子どもたちの施設なのにトイレが利用の支障となっているのではかわいそうでなりません。何とか洋式トイレの設置を計画していただきたいということで、大きな項目、四点についてお尋ねしたいと思います。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（田中博晃君）6番 高本君の質問項目1、市役所窓口に字幕スクリーン設置をに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）市役所窓口に字幕スクリーン設置をについてお答えします。

現在、聴覚障がい者や聴覚機能が低下した高齢者との窓口でのコミュニケーションについては、保健福祉センターの開設に合わせ、センター内の福祉課、いきいき健康課、また、

本庁舎内の保険年金課のそれぞれの窓口にカウンター型磁気ループ補聴システムを設置しています。また、筆談などの希望を申し出やすいように、耳マークの設置や窓口対応用の筆談ボードを設置するとともに、手話ができる職員を福祉課に3名配置しており、センター内や本庁舎内の各窓口に手話によるコミュニケーションを希望する方が来られた際は、それら職員が窓口に出向き、対応しています。

このように、本市ではこれまでから聴覚障がい者や聴覚機能が低下した高齢者の方々が利用しやすい窓口を心がけているところです。

議員ご提案の字幕スクリーンの導入については、今後の窓口の対応の状況や既存の補聴システムの状況を見ながら検討したいと考えます。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、質問というより要望の形になるんですが、申し上げたいと思います。

高齢になってから難聴を患う方の多くは手話がほとんどできません。多くの方は手話ができないんです。ご答弁でありましたように、筆談ボード、カウンター型磁気ループ補聴システムなど、いろいろ対応してくださっていることはすごく助かります。

県からお聞きしたんですが、県から支給された機器、タブレットというのがありまして、これが各自治体ですか、1台、橋本市にも頂いて、ちょうどコロナの時期なんです。それを頂いて対話ができるように、会話できるようにしているということをお聞きしました。

このタブレットは、説明ですと、中の職員、相談に来られた方も、字幕でタブレットで全部ぱっと出ると。すごいものが出た、初めて見たんですけど、そういうのを県から1台頂

いたというので活用しているということであり
ます。

このタブレット、1台しかないので、いき
いき健康課、保険年金課にもぜひ置いていた
だけたらと思います。市役所窓口で難聴者、
聴覚障がい者が来られた場合にコミュニケー
ションがスムーズに図れるようになると思い
ますのでお願いしたいんですが、今後、窓口
対応の状況を見分けながら、また、当事者の
要望も把握しながら、よりよい方向に持って
いけるようにしていただけると思うんですが、
各窓口で置くということは財政的なこともあり
ますが、要望というよりも、お答えできた
らあれですけど、どうでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたし
ます。

まず、福祉課のほうに現在タブレットとい
うところで、今、議員ご説明いただいたとお
り、1台あるんですけども、もともとその
タブレットというのは、これも今おっしゃっ
ていただいたところになるんですけども、
コロナ禍真ただ中なときに、手話通訳士が
例えば同伴というんですか、一緒に例えば医
療機関とかへ行くというのが、いわゆる3密
の禁止というようなどころでいろいろ言われ
ていた中、困難な状況の中で、国のほうで、
国の交付金を活用して県のほうがある程度
の台数を確保した中で、各市町村に対して要
望を取って、橋本市について1台配付とい
うか要望をして頂いて、その後、無償譲渡
という形で頂いて今に至るという流れにな
ってございます。

今申しましたみたいに、当初の目的はそ
ういうところでの、遠隔での手話のとい
うところが一番最初にありまして、今は
コロナ禍が明けまして、現在は窓口での
コミュニケーションに使わせていただ
いているというよう

な経過がございます。

今ご提案という形で頂いておりますよ
うなタブレットの購入・活用についてとい
うところでございますけれども、同じよ
うな答弁になってしまふんですけども、
先ほどお答えさせていただきましたよ
うな、今後のそういう聴覚障がい者の方
であるとか聴覚機能が低下した高齢者
の方々をはじめとした来庁者との窓口
対応の状況であるとか、あと、今現在
使っているようなそういうシステム、ボ
ード、そういったものの状況とかも見
ながら、導入についてというのは、今
回ご提案いただいております字幕スク
リーン同様、その際の検討という形で
考えておりますので、よろしくお願
いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）一つ目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、
天理市の取組みにも触れて本市の新しい
学校づくりに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）天理市の取
組みにも触れて本市の新しい学校づく
りについてお答えします。

まず、恋野小学校と隅田小学校の再編
統合の進め方についてですが、隅田中
学校区を除く再編統合においては、学
校再編計画の決定について、中学校区
単位で保護者や地域の皆さまへの説
明が必要と考えています。

その上で、学校設置条例の改正を提
案する前に、保護者や地域の代表、学
校関係者の皆さまで構成する学校再
編準備委員会を対象の小学校ごとに
立ち上げ、再編統合そのものを進め
ることについて確認を行った上で、
条例改正の提案と再編の準備を進め
る具体的な協議に入りたいと考えてい
ます。

恋野小学校と隅田小学校の再編統合については、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針で令和10年度を目標年度としていたことや恋野小学校の存続を求める嘆願書を頂戴していたことから、計画決定前の昨年8月から保護者や地域の皆さまと懇談などを行ってきました。

その中で、子どもたちの学習環境を第一に考えていることや再編統合の必要性に一定のご理解を頂いたことから、昨年12月市議会への条例改正の提案に至ったところです。

この2月14日には、今後の学校再編準備委員会の具体的な協議へのご理解とご協力を頂けるよう、保護者や地域の皆さまを対象とした説明会を恋野・隅田の両地域で実施し、学校再編を進めることへの了承を改めて頂いたところです。

教育委員会では、令和8年度早々から再編統合に向けた具体的な協議を開始できるよう、現在、恋野小学校と隅田小学校の学校再編準備委員会設置に向け準備を進めているところです。

次に、天理市の取組みも参考にした上での本市の見解についてですが、本市と天理市の比較として、人口では天理市が令和7年12月末現在の6万34人に対し本市は令和8年1月末現在の5万7,935人となっており、同程度の状況です。

公立学校数及び児童生徒数においては令和4年5月1日現在、天理市では小学校9校で児童数2,694人、中学校4校で生徒数1,239人、一方、本市では小学校14校で2,741人、中学校5校で1,248人で、児童生徒数はほぼ同じ人数となっています。

しかし、令和4年度までの推移では、天理市は9年間で児童数約11.4%減、生徒数約16.4%減に対し、本市は10年間で児童数は約20.5%減、生徒数は約22.1%減と大きく減少

しています。本市においては全国平均のほぼ2倍の速さで児童数、生徒数ともに減少している状況にあり、加えて、小学校の入学児童数は平成27年度の514人が令和7年度は384人とこの10年間で約25.3%減少するなど、将来に向けても厳しい傾向にあります。

このように、各自治体によって置かれている状況も異なるので、天理市においては地域の実情に合わせてご判断をされていることと推察します。

本市においても、地域の実情を踏まえて、子どもたちにとってよりよい教育環境を第一に考えたとき、小学校の再編統合が必要であるとの考えに至っていますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、一点お聞きします。

本市は新しい学校づくりを再編統合を進めようとしています。しかし、何よりも重要なことは、保護者、地域住民の多数の意思を尊重することです。拙速な統廃合ではなく、慎重な検討を重ねていただきたいと思います。

平成27年1月27日に文部科学省より「公立小学校・中学校の適正規模適正配置に関する手引」が出されました。この手引の第3章には学校統廃合に関して留意すべき点ということが示されておりまして、その中には「地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切」とであると、このように示されておりまして、手引には「十分な理解や協力を得ながら進め」とありますが、本市ではどうなっているのでしょうか。

再編統合を進めるにあたっては、特に再編

統合により廃校となる地域の方に再編統合後の地域におけるまちづくりのビジョンを示すことが大切であると思いますが、これも大事であると思うんです。この考え方でどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

これまでの説明会や意見交換会、パブリックコメントにおきまして、学校がなくなることに対して、若い世代がこの地域に定着してこなくなるというふうなご意見は頂戴しております。

これに対しては、市全体のまちづくりのビジョンとして長期総合計画後期基本計画におきまして、計画目標人口の達成をめざし、出生数の改善、ファミリー層の転入促進、それから転出超過の抑制の三つの重点プロジェクトを示し、各事業に取り組んでいることを説明しました。

また、教育面では、学校の再編計画を包含した新しい学校づくり推進計画を昨年11月に策定し、子どもたちにとってよりよい教育環境の構築に向けたビジョンを示し、10年間の計画期間で具体的な事業に取り組んでいきたいと、これまでの説明会でもお伝えしております。

今後開催していく説明会や懇談会、また、学校再編準備委員会におきましても、改めて市や教育委員会のビジョンを伝えていきたいと考えます。

なお、再編統合に伴う学校の跡地活用につきましては、新しい学校づくり推進計画で基本的な考え方や跡地活用検討のプロセスをお示ししていますが、地域の皆さまとの対話を重視して、地域の活力向上などに寄与できるよう、学校再編準備委員会などで関係者の皆さまとの話し合いにより活用方法を検討したい

と考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君） 6番 高本君。

○6番（高本勝次君） そうしたら、今、答弁いただいたんですが、学校がなくなることになるその地域のまちづくりというのは、地域住民の要望を尊重し、協力し、理解を得なければならぬと思います。ご答弁で言われていました、計画目標人口の達成をめざし、転出超過の抑制と言っておられたんですが、学校がなくなる地域の人口ビジョンは一体どうなっていくんでしょう、お聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

学校がなくなるということに対して、これから住宅を購入しようと考えている若者が不動産を購入するという点に関しては影響があると考えていますが、そのところのビジョンといいますのは、中学校区単位で、今、子どもたちを共育コミュニティという形で全体の構造像を示して子どもたちを育てていきたいというビジョンを持っております。

そういったところで、一つの再編にあつたとしましても、こども園から小学校、中学校と、中学校区単位で子どもを育てたいという、そういうビジョンを持っております。

以上です。

○議長（田中博晃君） 6番 高本君。

○6番（高本勝次君） 今お答えいただいたんですけど、橋本市の長期総合計画から見て考えてみたら、この学校統廃合というのはそういう位置づけからの計画になっているのか、ちょっと私分らないので教えていただきたいと思います。

○議長（田中博晃君） 総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君） 長期総合計画から見たらと今おっしゃったと思うんですけ

れども、長期総合計画ではやはり人口目標の達成、先ほど8番議員からのご質問も頂きましたとおり、人口ビジョンの達成というところを目標には動いております。

しかしながら、やはり人口の減少というのはかなり早いペースで進んでいるというところもございます。最近ここ数年では緩やかにはなってきたはありますが、子どもの数の減少というところがやはりいささか速く進んでおるところでございますので、子どもたちに対するよりよい教育環境の提供、それをできるクラス体制、人員体制というところに、何というんですか、ビジョンの焦点を当てまして対応していくという意味では、計画にも合致してくるのかなというふうには考えております。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）この学校再編計画なんですけど、これに、結局、まちづくりのビジョンということも関係してくると思いますので、そのまちづくりに関わっている、関わっていると言うたらおかしいけど、そういう関わったところの部門の職員も協議の中に加えたら、また、まちづくりも含めた見通しも出すような協議ができるんじゃないかと思えますけど、そういう面は今、教育委員会だけで進めているところに、どうもちょっとずれているんじゃないかと思ったりするんですけど、どうでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）我々もそれは人数がどんどん増えてきて、何というんですか、学校もたくさんできて、その中で子どもたちがすくすくと育つという状況に持っていきたいということで努力はしておりますが、現状はやはり子どもの数が減ってきて、教育を実施するにあたってはなかなか難しいというような、子どもたちを優先に、子どもたち

の学校生活を優先に、第一に考えたら、そうせざるを得ないという部分がありますので、その点をご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）繰り返しますが、学校がなくなる地域での今後のその地域の人たちのまちづくりとか、そういうのをそこに住んでいる人たちに示してあげらんと、やっぱり学校がなくなったらどうなるのかという不安があるからこそ慎重な意見を求めていると思うんです。それをちょっと付け加えて。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）学校がなくなった場合の地域のコミュニティの在り方というのは、今後、廃校になってくる学校が出てくるとにしっかり地域の皆さんと考えていく必要はあると思いますので、その点については我々も教育委員会と一緒にあってしっかり議論してまいりたいというふうには考えております。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）それでは、次にちょっと聞きたいんですが、学校再編準備委員会は、ほかの自治体の事例というんですか、統廃合した場合の学校の事例、小規模校で運用を続けている学校の事例、もうこういった事例について調査研究を行って、教育委員会の担当者、学校関係者や保護者、地域住民の人たちとともにその状況というのを情報共有する必要があるかと思うんですが、その辺ではどうでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

今までも情報発信には努めてきましたが、対象の保護者や地域住民の皆さまにより具体的に適宜情報発信していくことは大事と考え

ております。

情報発信につきましては、「広報はしもと」、あるいは市のウェブサイト、公式LINEなどで、各種媒体を活用した情報発信を考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、繰り返しのよな質問の仕方になるか、申し訳ないんですが、学校再編準備委員会はいろいろ協議されると思うんですが、その協議状況の情報発信を都度都度発信していただきたい。小学校や未就学児の保護者、地域住民の意見も、そうした中で具体的にどんなふうにも今、協議が進められているかということ伝えていきたい、発信していきたいというんですか、その辺ではどうでしょう。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

学校再編準備委員会に小学校保護者の代表や未就学児の保護者の委員にも入っていただきますので、その中でご意見を頂きます。加えて、先ほど答弁しましたとおり、再編準備委員会での協議状況などを対象の保護者に情報共有することで、準備委員会の委員以外の方にも、保護者におきましてもPTAの会議の場におきまして、市に対しご意見を出しやすい環境をつくりたいと考えています。

情報発信の中には、仮称なんですけども「学校再編だより」というのも発行を考えておまして、例えば公民館だよりの活用などによりまして、協議状況や準備状況などをできるだけ広く出していただけるようにしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今の関連して、同じようなことを何回もこれ申し訳ないんですけど、

手引にこういうように書いておまして、「市の広報やホームページ等で委員会における検討状況をきめ細かく情報提供する工夫を行っている」、そういった事例は全国たくさんあるらしいんです。

学校再編準備委員会の協議の内容を細かくやっぱり保護者や地域住民に、先ほどと重なるんですが、発信を本当に理解されるようにしていただきたいというのが、繰り返すんですが、もうくれぐれもその辺が気になりますので、お願いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）先ほどの部長の答弁にもありましたが、そのところは私たちも大事だと思っています。今、私たちが考えていること、そして、その協議をした場で皆さんに考えていただいたこと、それをお伝えすることによって理解というのはやっぱり深まっていくと思うんです。

意見の違いというものも出てくるかも分かりません。けれども、その中でどういった議論をしていっているということはきちっと伝えた中で話を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、三つ目に移ります。よろしく願いします。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、本市の生活保護行政に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）本市の生活保護行政についてお答えします。

生活保護費削減の取消しを求める訴訟に対して下された最高裁判所の判決について、本市として内容を真摯に受け止めています。この判決を受けての対応については、現時点で国が定めている基準により給付を進めてまい

ります。

次に、一点目の、2013年と2025年の生活扶助費の額についてですが、65歳単身者の生活扶助費は2013年4月では6万5,210円、2025年4月では6万9,670円となっており、また、75歳単身者の生活扶助費は2013年4月では6万2,130円、2025年4月では6万3,890円となっています。

二点目の、生活保護費の減額について一刻も早く元に戻すよう国に求めるべきではないかについてですが、最高裁で違法性があるとされた分については現時点で国が定めている基準により給付を行う予定です。

国への要望などについては、今後の国の動向などを踏まえ、必要に応じ検討していきます。

三点目の、生活保護世帯に対する上下水道使用料の減免制度を検討できないかについてですが、生活保護法に基づき支給される生活扶助には上下水道使用料が光熱水費として含まれています。また、市の水道以外の水道を使っている方や合併処理浄化槽などによる排水処理をしている方もいるため、生活保護世帯を対象とする上下水道使用料の減免制度は設けていません。

最後に四点目の、本市で作成している「生活保護のご案内」への控除に関する説明文の記載についてですが、収入に対する控除の例として、未成年者のアルバイト収入（高校生のアルバイト収入等）について既に記載しています。

案内中の説明文については、制度改正など必要に応じて今後も改良を加えていきたいと考えています。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今回この質問において、

ちょっとはじめに申し上げたいんですが、本市の生活保護行政全般にわたってお尋ねしたいと思います。

そして、私ごとになりますが、私自身は小学生から中学生の頃にかけて5年間ほど生活保護家庭の状況でした。経験していることから、この生活保護の大変さはもう実感で分かっておりますので、そんなことを思いながら質問したいと思います。

まずはじめに、生活保護費が2013年と2025年度で、先ほど答弁いただきましたが、ほんの僅か増えているということではありますが、現在、物価高騰が続いている現状から見ても最高裁判決が出されるというのは当然かと私は思います。

そういう意味で、生活保護世帯の皆さんの暮らし向きというか暮らしの状況を具体的にどこまで把握されているのか、少しお聞きできたらと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

本市の、福祉課のほうで生活保護を担当しておるわけなんですけれども、そういう生活にお困りの方、経済的なものを中心に、いわゆる生活困窮という形で来られている方、その理由というのは本当に様々でございます。

そのような内容について、すみません、ちょっと答弁がうまくいけているか分かりませんが、個々の事情というのをケースワーカーを中心にしっかり聞かせていただきながらご対応のほうをさせていただいているというところでございます。

内容、どういうものかというところについては、本当にいろいろな状況というところの中で、ちょっと今これがというのはすぐには申し上げられないんですけれども、そういう形で個々対応させていただいているという

ころで、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）それぞれ担当者が訪ねていかれたときに、どのように苦労して生活なさっているかとお聞きになっておられて、相談をお聞きしている中でまた対応できることもやっていただいていると思うんですが、よろしく願いしたいと思うんです。

そうしたら、ちょっとこの最高裁判決なんですが、10年を超える生活保護裁判というかなり長い裁判だったんですが、もうこの裁判をしてきた弁護士も300人を超えているんです。そのほか多くの支援者が手弁当でこの裁判を10年間支えてきたということでもあります。

この判決は全ての人が安心して人間らしい生活を送ることができる社会に転換する契機となったらということによってやってこられたわけなんですが、その途中でやっぱり232名の方が原告亡くなられているということも聞いておって、一刻も早い解決が求められている状況です。

昨年7月9日なんですが、日本ソーシャルワーカー連盟はこの最高裁判決について次のように声明を出しております。といたしますのは、「国においては、亡くなられた原告を含め、当時減額の対象となった全ての生活保護者に、減額分の遡及などの補償が速やかに行われることを強く望みます。私たち日本ソーシャルワーカー連盟は、一日も早く「健康で文化的な生活」を取り戻すことができるように一人ひとりに寄り添っていきます」という、こんな声明文を出しはったんですよね。当然だと思っと思うんですが。

厚生労働省の方針はこれから決まっていくんですが、決まり次第、全ての生活保護利用者に対して未払いの差額保護費を速やかに支給できるように本市の対応を求めたいと思う

んですが、その見解をお聞きしたいと思っ思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

国のほうから方針、指示が発出されましたら、それに従い、速やかに事務のほうを進めてまいります。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）ぜひよろしく願っいたします。現状かなり厳しい暮らしになっているというのはもうご承知と思うんですが、ぜひ、厚生労働省から指示が来たら、もうすぐ急いで支給してあげようをお願いしたいと思っいたします。

先ほど質問しましたが、本市で作成している「生活保護のご案内」、普通、一般的には生活保護のしおりと全国で呼んでいるんですが、「生活保護のご案内」というこの説明文の中についてお聞きしたいんですが、この中でやっぱり生活保護を頂いておっても控除される分があるんです。

控除についての説明文も四点ほど市のこの案内には書いているんですが、生活保護費の加算というのがあるんです。生活保護の、その人の状況によって追加して、こういう名目で加算しますという、加算という項目があるんですけど、それは条件によって保護費の加算というものが申請できるようになっているんですが、幾つあるかご存じでしょうか。また、それがどういう内容なのかを分かったらお聞きしたいと思っいたします。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

生活扶助費の中にある加算というのは大きく分けて9種類ございます。その内容でござ

いますけれども、まず妊婦加算、あと産婦加算、障がい者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、あと児童養育加算、あと放射線障がい者加算、介護保険料加算、あと母子加算、以上9種類というふうになってございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）先ほど言いましたように、市の説明というか、説明になっている「生活保護のご案内」というところに、相談に来られた方がご覧になるものなんです、そこには四つしか書いていないんです。これ九つ全てどういう名目でどんな内容なのかということをやっと、相談に来られた方も一目瞭然で分かるように、今後その辺、現在の「生活保護のご案内」というところに記載していただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

現在、生活扶助費の加算について記載しているところにつきましては、議員おっしゃっていただきましたとおり、ご案内のほうには代表的なものとして、一般的によくご利用といたしますか加算としてある4種類の部分で記載しているところでございます。

全ての加算の掲載というところにつきましては、掲載していく方向で、あと記載の方法や内容等を検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）ぜひそういう加算制度があることを知らせるように記載していただきたいと思います。

それと次にお聞きしたいんですが、冬季加算というのか、寒い時期は灯油もたくさん使

いますので大変だということで、これは国においても冬季加算というのがあるんです。冬季において暖房の経費が要ることもあるので、冬季加算というのが名目でついてくるんです。

ところが、夏には夏季加算というのか、冬季加算の反対の夏季加算という、クーラーを使う等電気代もかなり要るので、夏季加算という制度がないんです、現状。それで、電気代がかなり要ることもあって、クーラーを設置しておっても回さない。我慢する。扇風機で窓を開けたり風を通したりということで、そんな方も少なくないと思うんです。

そういう意味で、電気代を節約させるような、そんなもうみじめなことをさせないように、やっぱり夏季加算という、そういう制度をぜひともちょっと、全国的には広く広がってはいませんが、各、全国の市町村、都道府県でこういう要望を出しながら、また、厚生労働省との交渉の中で夏季加算をぜひともつけてほしいということでかなり要望されておるらしいです。

そういう意味で、建前的に憲法25条で健康で文化的な最低限の生活と、夏季加算だって当然その中に入ると思いますが、冬季加算と同じ夏季加算も、ちょっと独自予算になると思うんですが、何とか検討していただけないか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）生活扶助費の算定につきましては、生活保護法などに定められております基準に基づき実施するものでございまして、今ご提案といたしますか、いただいております夏季加算につきましては、これまでも近畿市長会でありますとか近畿ブロックの都市福祉事務所長の連絡協議会、こういったところを通じて要望しているところでございますけれども、現在のところまだ基準として設けられておりません。

市としましては今後も引き続き、そのような機会を通じて要望していきたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）分かりました。ぜひちょっと、本当にこれ、冬は暖房、夏はクーラーと、もう常識の常識で、どうしても電気代がかさむので、本当に我慢している方はおられるんですよね。故障したって自分で直さなあかんというような、生活保護者も、ということなので、大変な状況になっていますので、ぜひとも何とか夏季加算、独自予算になると思うんですが、検討をまた本当に気遣って考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そうしたら、次にちょっと六点目に、生活保護の家庭の子どもが大学や専門学校に行かれたときに、入学するときに子どもだけが世帯分離ということになるんですよね。だから、親と一緒に住んでいても、大学へ行くともう全く、その大学生の方は国民健康保険ももう全て独立した生活をしなければならないというふうな決まりになっていますので、そんなことで世帯分離というのは本当におかしなことやなとすごく思いますんですけども、生活保護の対象から外れてしまうということで、これは本当に気の毒やと思うんです。

生活保護世帯の子が大学に行くということはもう、そんなことやったらもう諦めるという方が少なくないと思うんです。生活保護世帯の学ぶ意思のある未来ある青年というか若い人たちの、働けるのに働いてないということと同じような扱いに、ある意味そういうふうになってしまうので、世帯分離する運用を改めるべきではないかと、こういう声も全国で、厚生労働省との交渉の中でもそんな要望

を繰り返して出しているんですが、なかなか国の制度でそうなっているのではなかなか大変ですけれども、この辺もやっぱり行政の側から国にそういう制度改善していかなあかんちゃうかという声を上げていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）現在のこの世帯分離の取扱いについては、大学生以外の、大学に行かれた子以外の保護世帯員として残られるこの世帯員に不利益が生じないようにするために国がこの取扱いを定めているというふうに捉えております。

生活保護世帯からの大学などへの進学につきましては、まず生活保護制度、この制度の中におきましては進学・就学準備給付金でありますとか、そういう制度以外のところでも授業料などの減免でありますとか各種奨学金制度などがあるところでございます。

今後の国などへの要望というところについてなんですけれども、生活保護制度における大学などへの就学、このそのものの取扱いというのをきっちり踏まえまして、必要に応じて市長会などへの要望というのを検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、ちょっと生活保護の件の最後の質問をします。最後にお聞きしたいんですが、橋本市の場合にはケースワーカーというのは何人おられて、そのケースワーカー一人当たり何件の保護世帯を受け持っているのか。また、ケースワーカーの皆さんは全部、正職員なんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）本市では現在、正職員で5名のケースワーカーがいます。令

和8年1月末時点での本市の生活保護受給世帯数というのが314世帯というふうになっておりまして、担当ケースの数につきましては、それぞれの業務分担内容によって前後してくるんですけども、平均すると1人約60件という形になっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）分かりました。

何か私調べたら、大きな都市ではむちゃくちゃ持っているということをお聞きしております。橋本市の場合はだいたい一人当たり60件ということで、それで相談をお受けすることで対応できているということであればそれでいいと思うんですけども。

ここで三つ目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目4、児童館に洋式トイレ設置に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）児童館に洋式トイレ設置についてお答えします。

はらだ子ども館と友愛児童館の建築年はそれぞれ昭和53年と昭和50年であり、議員おただしのとおり、現状、両施設のトイレは和式となっております。

以前に簡易な洋式化を検討しましたが、扉が内開きで十分なスペースが確保できないという構造上の問題から、構造的な改修が不可欠と判断し、トイレの洋式化を見送っています。

したがいまして、建築年度も古く、施設自体が老朽化していることも踏まえ、施設そのものの改修を含めて検討します。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）こういうやり方ができないかとちょっと申し上げたいんですけど、内開きやったら洋式の便器に当たる、外開きにしたら待っている子どもに当たると、どちらもできないという現状があって、トイレの場所も狭いということもあって、それはよく、どう考えてもできないということはお聞きしております。

この方法はどうかと私は素人的に思っていることなんですけど、アコーディオンカーテンでずっとやられたら、折り畳みだから、やったら、どちらにもしないので、その方法を何か考えたらできそうに私すごく思うんですけど、どうでしょうか、検討していただけるか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）今までちょっとその観点で内部で検討したことがありませんでしたので、トイレだけという形で今のところに関してはちょっと考えてないんですけども、施設全体を含めてちょっと考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）ぜひ、アコーディオンカーテンやったらいけると思いますので、実際、現場を見ていただいて、これやったらそんにお金もかからないし便器にも当たらないということで、ぜひとも、これはいけるんちゃうかなと、ある方に聞いたら、その方法はあるんちゃうかなと聞いたので提案させてもらったので、ぜひちょっと、それできるのなら費用もかかりませんので実施していただきたいなと思います。

それで今、答弁もさっき最初の答弁を頂いたんですが、施設の改修のときにとということで、これから、後で同僚議員も関係した質問をされるみたいですけども、地域住民の方、

皆さんの要望も聞きながら、洋式トイレの設置を、これから改修のときに新たにしていくなやと思います。地域の皆さんの保護者や子どもの人たちの意見を聞きながら、その改善に向けての今後の取組みとして、さっきのアコーディオンカーテンは別にして、今後の取組みとして考えていただきたいなということで要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）6番 高本君の一般質問は終わりました。

この際、15時25分まで休憩いたします。

（午後3時14分 休憩）

（午後3時25分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番8、3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）皆さま、こんにちは。本日で一応最後になるのかなと思います。

それでは、通告に従い質問させていただきます。今回は2項目。

1項目め、食料品の消費税が0%になったときの影響について。

さきの衆議院総選挙において、食料品の消費税を2年間0%にするという公約を掲げた自民党が大勝いたしました。この政策が実現した場合の市内経済に及ぼす影響とその対策について伺います。

2項目め、図書館に政治に関する情報提供を、パート2。

昨年12月定例会一般質問では、「図書館サービスについて意見を聞く橋本市図書館協議会において、政党機関紙の自由閲覧についても意見を伺った上で判断を行いたい」との答弁でしたが、協議会での議論内容及び最終的な結果とその判断理由について伺います。

以上2項目、よろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君の質問項目1、食料品の消費税が0%になったときの影響に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）食料品の消費税が0%になったときの影響についてお答えします。

0%となる対象品目の範囲や実施時期など詳細は国において今後検討される事項であり、現時点で市としての具体的な影響額等を断定的に申し上げることは困難です。

その上で、一般論として想定される影響をお答えしますと、市内経済への主な影響としては、プラス要因として、家計負担の軽減と消費の下支えがあります。食料品の税負担が軽減されれば、特に子育て世帯や高齢者世帯など食品支出の占める割合が大きい世帯を中心に、実質的な購買力の改善が見込まれます。これにより食料品以外も含めた消費の下支えにもつながる可能性があり、結果として市内小売・サービス業の売上げに一定のプラス効果が生じ得るものと考えます。

次に、マイナス要因として、飲食店の利用控えが懸念されます。コンビニ弁当やテイクアウトなどの中食の消費税率が0%になる一方で、店内で食べる外食が10%のまま据え置かれた場合、その差は拡大し、これにより飲食店の顧客が減少することで経営への逆風になる懸念があります。

このほか様々な影響が考えられますが、市としてどのような対策が必要となってくるのか、今後の国の議論や決定内容を注視し、必要な施策を検討していく必要があると考えています。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

まず、私たちの出発点なんですけども、国が決めるから分からない決められないというその行政としての答えはというのは分かるんですけども、私たちのやっぱり橋本市内で実際になりわいとして仕事をされている方がおられるわけです。

その方たちがやっぱり、これからの不透明な社会の中で安心して生活できる、もしくは、プラスになる方には特に処置って要らないんですけども、マイナスになると懸念されることがあるときに関しては、やはりそこに対しては議論のポイントをしっかりと国に要望していくとか制度を要望していく、そして、制度不十分な場合は市内の業者、対象者に対してしっかりとそこの手当てしていく、この姿勢がまず行政として必要じゃないかなと私は思っているんです。

さっきの成人式の話じゃないですけど、コロナみたいな感じで、突然起こって急遽ロックダウンみたいな話になったら、それは準備していないですって分かるんですけども、もうこれ2年後とかでやりますみたいな話をやっているわけですね。言ったら2年後にそういう状態になると分かっているんだったら準備しておきなさいよというのがさっきの市の答弁だったと思うんです。

それは各事業所も自分たちで対策を取っておくべきですけども、我々としても行政として何ができるかというメニューだけはしっかり考えとかないかんのかなというふうに思います。

1問目ですけども、まず歳入のほう、消費税というのはやっぱり交付金で返ってきている部分もあるので、食料品の消費税が8%今ありますけども、それが0%になったときに歳入に対する影響というのについて、分かる

範囲でどの程度影響があるか、お答えお願いいたします。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）食料品の8%分の消費税がゼロになった場合の市歳費への影響はどの程度かということなんですけども、何らかの方法で補填されないとすれば、橋本市分で年間約2億5,000万円の規模で財政に穴が空くという形の計算になります。

また、国税分についても約2割が地方交付税の原資となっているので、この分の影響ということも考えますと、実質的な影響はさらに大きくなるおそれもありまして、懸念しています。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）そういうことが既に分かっているのであれば、財政調整基金も含めて、これから市としてどれぐらいの予算というか、規模とか貯蓄の部分を持っておかないかんというのも想定できるのかなとは思いますが、予算委員会も含めてまた考えていただけたらいいのかなと思っています。

スライドをお願いいたします。

消費税なんですけれども、基本的には最後は消費者が払うという扱いになっていますけれども、それまでは売上げに対して10%、10%、10%を掛けていくという形になります。

これに対して、仕入れにかかった消費税の分については仕入れ税額控除という形でそこは課税しないよという形で、最終消費者が全て払う形になっているので消費税と言われるゆえんなんですけれども、今回、食料品だけ0%になった場合は、仕入れにかかるお金は皆さん変わらないんですけども、その売る商品が食料品になった瞬間に、そこは消費税は取れないという扱いになってしまいますよね。

そうなる、一番はじめに影響を受けるのはまず農家だろうということが想定されるわ

けです。堆舎の設備から農機具から、畜産も一緒なのかもしれないですけども、餌代から肥料代から苗代からかかるわけですね、農薬代から。

これにかかっている経費は変わらない、そしてそれには消費税が乗っかっているのにもかかわらず、売るときには消費税を乗つけたら駄目ですよという形になるということはどういう影響があるのかという話ですよ。本当に8%食料品値段下がるのかという話なんですけども。

そして、最終的にそれが食料品として売るときに、外食産業なんかだと、食料品、内食とテイクアウトはただになるんですけども、外食、店内飲食になるとサービス料10%かかると。ここの差額が大きくなる。

こういった影響が実際に市内で経済活動をしている市民とか事業者にどういう影響を及ぼすのかというのを、しっかりここは密に考えておかないといけないんじゃないのかなという課題認識を持って私は今回の質問をさせていただきました。

それでは二つ目の問題ですけども、一番最初に農家への影響について伺います。

食料品の消費税が0%になった場合、農家は農業資材、肥料、苗代等の消費税については仕入れ税額控除は受けることができず、消費税を上乗せできなくなります。

つまり、農家は食料品製造に農機具や資機材、苗代等に関する全ての経費の消費税を最終消費者として自己負担しなければならないため影響が大きいと思いますが、ここの部分の見解をお願いいたします。

また、この消費税の扱いが非課税になった場合と免税になった場合というので、有識者の方ではその対応が変わるといって言われる方もおるんですけども、そこの部分についての見解もお願いいたします。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

ちょっとなかなか難しい問題で、ちょっといろんな前提がまず必要になってくるかなと思います。

そもそも消費税というのが2023年10月にまずインボイス制度というのが導入されて、もともと消費税に係っておる益税の部分、また、免税事業者が販売者に売るときに掛けておった10%というのは消費税としては支払えへんで、それを自分の益としていいというのが、これ益税と言われる部分で、これは2023年のインボイス制度の導入で、今、経過措置中という状況になっておりますので、益税があるという状況で答弁させていただきたいというふうに思いますが、販売額が1,000万円以下の事業者は原則消費税の免税事業者ということになりまして、本市では販売農家の95%が免税事業者に該当すると考えられます。

現状では、農作物の販売時に消費税相当額を販売先から受け取っておりますが、自身が免税事業者のため消費税を納める必要性はなく、自身の農業資材や農業器具などの仕入れやその消費税に充当しています。これは益税と言われることです。

仮に野菜納入の際、食料品であることから消費税が0%となった場合には単純に収入が減少する。個人からは取れないが、仕入れにかかっている分は払っておるという形になるので減少するということが考えられます。

また、非課税と免税の違いについてなんですけども、非課税であれば事業者として仕入れ税額控除ができない。これもちょっとまだ国では決まってないんですけど、できない。免税であれば仕入れ税額控除ができるということになりますので、免税であれば、言うたらプラスマイナスゼロになるので影響は被ら

ないが、非課税であれば影響が出てくるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

だから、求めていくのであれば、できるだけ影響を及ぼさないようにするのであれば、非課税にするよりも免税にまずしてほしい。そうすれば影響が少なく、仕入れ税額控除ができるので、影響が少ないんじゃないかということが想定されるので、そういうことも含めて、地方自治体からかな、そういうやっぱりそのミクロというか市民の声をしっかりと声に届けるという形をやってもらいたいなというふうに思います。

先ほどの説明ですと、95%の消費税の非課税事業者は、そもそも今は納税していないので変わらないという話になるんですかね。逆に、5%の人たちは非常に大きい影響を受けるということになると思うんですけども、その5%の事業者が、じゃどういう人かという、売上げがやっぱり1,000万以上のいわゆるすごく大規模にやられている方。

これが、この影響が大きくて、ここのこれからの経営が難しくなるとなったときに、果たしてそれをそのまま、大規模にせっかく就業していただける方たちが店をしまうのか、そのまま続けられるのかという瀬戸際にもなるので、ここは、市でやるのか国にどういう制度するのかとは別物として、やっぱり考えていって寄り添っていくという姿勢が非常に大事だと思いますので、そこは引き続き調査研究をしていただきたいと思います。

消費税非課税事業者が95%もいるということとは、先ほどの話だと、食料品の消費税が0%になっても、8%本当に下がるんだろうかという純粋な疑問があるんですけども、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

実際下がるのかどうか、言うたら、110円で売ったものが免税事業者やのにもかかわらず100円で売れるのかというご質問やと思うんですけど、今まで益税という形で利益を得ていたものを10%値下げしなくちゃいけないということから判断しますと、下げない場合もあるかなというふうに考えております。

なぜかという、経費は一緒やのに、収入というか売上げを下げれと言うてるようなものなんで、今の益税制度というのがある限りは恐らく下げれない農業者もおるやろうなというふうには考えております。

ただ、先ほども言うたように、インボイス制度が正式にもう経過措置が取れる、今2026年なので2029年ですか、2029年では恐らくその部分は価格転嫁を行わなあかんという状況になってくるかと思われまので、状況によってちょっと変わるかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）最終的に値段をつけるというのはその事業者が決める話であって、その値段というのは多分需要と供給のバランスで恐らく決まっていくものなので、そこに対して市が何かやるという話ではないと思うので、相対的な話なのかなとは思いますが、この辺を、ただ、注視はしておいてあげないかなというふうには思います。

先ほどの非課税の話で、非課税か免税かの話で、もし免税になったと国が決めたときに、仕入れ税額控除ができるという制度になるんですけども、ただし、それは還付を受けるという扱いになるので、ランニングコスト的というと、還付が来るまでの間、資金がショ

一トする可能性があるとは思いますが、そういう部分に対する、現行制度も含めて何か支援策とか、何か制度的なものというのは支援策というのはあるのでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、状況を見ながらちょっと判断していかなく部分かなというふうには考えております。恐らくつなぎ資金みたいな融資制度を設けたりという形に形としてはなるんでしょうけども、国においてはこれから国民会議で話されるというところになってきますので、その状況を見てという形にはなってくるかと思われま。

ただ、恐らく今、議員がご質問いただいたのは、今までは益税という形というか、売上げの中に入った税は一旦自分の中でプールできとって、ほんでそのプールできとった分を経営の資金に回せていたということが、今後は一括納付というか、その10円取れへん、10%取られへんので資金がショートするんじゃないかという懸念だと思われるんですけども、それについては、恐らく個人所得税とか法人税とかというところも毎年納税時期が決まっています納期限が決まっているということからすれば同じように考えられますので、その辺はちょっとやっぱり状況を見て、国の見解を待って判断していくべきかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。すごく難しい問題で、何か理解も大変なんですけども、飲食店について伺わせていただきます。

飲食店は、サービスを提供しているという特性上、消費税を10%納税する必要がござい

ます。現在、食材の消費税は8%であり、仕入れ税額控除を受けられますが、つまり、売上げに係る消費税10%から食料品の仕入れに係る消費税8%分を差し引いて残りを納税しています。食料品だけを0%にした場合、仕入れに係る消費税は食料品に関しては消費税がかかっていないので仕入れ税額控除ができなくなります。

売上げに係る消費税は10%はそのままであるため、食材の仕入れ税額控除を受けられない分だけ増税となるということで間違いはないですかというのをもう一回、再度確認させていただきたいと思ひます。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

ルールのほうになると思ひます。当然、仕入れに係る税が入ってけえへんで、実際払う分には、飲食の中の食料品販売業じゃなくて外食という飲食業ということであれば10%かかるということに恐らくなるんじゃないかと思ひるので、差引かれる仕入れ税額控除は取れなくて、売上げそのままに10%の税がかかるということからすれば、恐らく増税というか税は増える、納付する税は増えるのかなというふうには考えております。以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ということは、少なくとも外食産業の方たちは、税制の構造上、負担が大きくなるということがまず一つあるということと、次の影響としては、相対的なものになるんですけども、店内で飲食した場合は10%消費税がかかってしまう。しかしながら、家で食べたほうが安いよね、食料品0%なのでと、もしくはテイクアウトしたら0%になるので、今は8%ですけど、そうなると、もう家で食べようよとかテイクアウトにしよ

うよと、これ消費者心理の話になってくるんですけども、こうなった場合に、テークアウトとか食料品を直接売っている事業者はプラスになると思うんです。

ただし、店内の飲食のサービス業だけを主軸として行っている事業者の飲食店の方たち、居酒屋とかそういう方たちになるんですけども、そこには極めて大きな影響があると思うんですけども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

認識としては、消費者心理としましては当然安いほうを選ぶ消費者心理ということであれば、当然テークアウトのほうが税がかからなかったということであれば、10%の店内で食べるということのを避けて家に持って帰るということも、消費者心理としてはあるかなというふうに考えております。

ただ、国のほうでも、恐らくそれは国会のほうでも議論されている状況で、恐らくもう分かっている話ということになってきますので、その辺をこっちも状況を見ながら、その辺どうなるのかなというのを今後も監視というか見ていきたいと思えます。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）そのためには、昔言うGo To Eatみたいなことをやるとか、もしくは外食産業まで非課税もしくは免税にするというふうないろいろな対策はあるんですけども、こういう形というのはどういう制度が一番、地元経済に対してのマイナスの影響が少ないかということのを、もう本当に直接聞くしかないと思うんです。

人それぞれです。僕、何個か店に聞きに行きましたけど、皆さん結構敏感で、「実はうちはまだ税理士に聞いて、得か損か計算しても

らったんです」みたいな話がよく言われるんです。「うちはテークアウトが多いからトータルプラスです」みたいに言われる方もいれば、「いや、見通せへんよね」という方たちも当然おられるので、誰を基準に見るかという話は大事なんですけども、皆同じ市民の方なので、これで手当がしっかりうまくいってなくて、市内の外食産業が軒並みみんな、個人商店の居酒屋とかが「お店閉めるわ」となってくると、それはやっぱり私たちのめざすまちづくりではないと思うので、ここの部分についてはやっぱり、どういう形が望ましいのかというのは考えていただきたいなというふうには思います。

次に、質問させていただきます。

実際にこの制度が導入された場合は、消費税が変わるたびにいつもあるパターンなんですけども、店舗自体は、税額を変えていったりするレジの改修費用とかそういったものとか、今回、さっきは言っていましたように、もしかしたら外食産業がちょっと売上げが落ちるかもしれないので、そこにカンフル剤みたいなものを打っていくということが考えられると思うんですけども、市として、国が本来は全部やってくれたらいいんですけども、国の制度が不十分じゃないときは市としてどういう何か支援策というのか、過去にやったものでもいいんですけども、どういったものが挙げられるかだけ教えていただければありがたいです。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、レジの改修とかに関しましては、前回の消費税の改修のときにも国税庁のほうから補助金制度なんかが創設されてレジの改修をやったという経緯もございますので、それについてはまた必要であれば出てくるのかな

というふうには考えております。まだ議論途中なのではっきりは言えませんが、

あと、そうしたら市として何をやるべきかということに関しましては、確かに先ほど議員が言われたように、コロナのときのような緊急事態、急に起こったことではないので、国の制度の動向を見ながら、例えばそういう飲食店なんかを支援できるというところを検討するというのは必要なというふうには考えておりますので、それも今後状況を見ながら判断していくべきかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。これは商工会議所とか本当に各事業者とも膝を突き合わせて、今何が本当に必要かというものを考えていただきたいとは思いますが。

さて、この2年間食料品0%の政策というのは給付つき税額控除が前提の議論で、私の所属政党は国民会議に参加できないという報道もあるんですけども、実際、給付つき税額控除制度が導入されると市に負担が来る、実際作業したりシステム改修するのに負担が来ると思うんですけども、市としての負担や課題というのは今あるんでしょうか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）今後検討される給付つき税額控除自体の制度設計がどうなるかによって市の対応というのは大きく変わってくると思うんですけども、実際、令和6年、7年に一度きりという形で給付つき税額控除が実施されました。市としては担当税務課で所管していたわけなんですけども、税務課の見解としましては、複雑な制度設計だったので対象者の絞り込みが最初困難だったというのが感想としてはあります。

また、一度きりの実施予定だったというこ

ともあって、準備にかかる時間がちょっと短かった。また、国費の上限の支給額が設定されていたのでシステム改修もほぼできずに、担当課のマンパワーと委託で乗り切ったというのがあります。

ですので、今後、制度設計、検討に際しては簡易な制度とするところも必要なことはあるんですが、実施にあたっては十分な予算措置等も国のほうで行っていただきたいというのがあります。

ですので、給付金の支給に際しても、前回は利用した公金口座の振込をもう今後原則とするなど、自治体とか市民の負担が少ない制度の設計にさせていただけることを希望したいというふうに思っております。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

既に教訓というか課題というのが過去にやった事例であるので、同じ轍は踏まないというか踏ませないようにやっぱり国に働きかけていくというのは今後も、我々としても、野党なのでどうなのか分からないですけど、やらせていただきますけども、首長とか行政が地方自治体からやっぱり声を上げていくというのが一番、実務を担当する声なので、国には響くはずなので、やっていただければと思います。

今までいろいろ議論をさせていただいたんですけども、結構このスケジュール感から早く、もう今年の夏か秋ぐらいには決めていくでみたいな報道があるんですけども、そうすると、いつも例年やっている11月の要望で出すというのは大分遅い話で、もう既に話は終わってるよという話になるので、先ほどの、やっぱり市の歳入に及ぼす影響をどうするのかとか、実際の事業者に対してどういう支援策を行っていくのかとか、そういった部分の課題と対応策というか政策、こういった

ものを市として早急に取りまとめて国のほうへやっぱり上げていく。そして、国民会議の議題にのせてもらうということも非常に大切だと思うんですけども、そういった要望というか政策的なものを取りまとめていくようなことというのはされますでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

当然、必要であるならば上げていく必要はあると思いますので、市民の不利益になることのないよう努めたいと思いますし、国で議論されている内容というのを、またその辺、情報提供いただきましたらすごくありがたいという状況になりますので、またよろしくお願いたします。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）冒頭申し上げたんですけども、これって別に言葉遊びしているわけでも何でもなくて、現にやっぱり今、市内で生活をして、それをなりわいにして生活されている方がおられるという、我々って目に見える関係をやっぱり築いているわけですよ。

国のほうはどっちかというマクロ経済学で、制度上こうだとかお金、税収がこんだけだからこれでいけるとか言うんですけども、我々って生活密着しているの、この部分をしっかりと市が把握して、それを国に伝えていくという、その部分というのは忘れていただきたくないし、ここで汗かけば市民の方って絶対よく見ていると思うんです。市がすごい動いてくれたとか陳情してくれたとか。

少しでも、1個でも通るとやっぱり評価が上がっていくので、この部分は、情報収集と情報提供、そして要望とか、必要な支援を遅滞なく行える準備。今から1年か2年は

あるはずなので、そういったことをしっかりとやっぱりいただくことを要望して、1問目、質問を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、図書館に政治に関する情報提供を（パート2）に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）図書館に政治に関する情報提供をについてお答えします。

12月議会の一般質問を受け、橋本市図書館協議会委員に対し、令和7年度第1回橋本市図書館協議会において、諮問事項として「橋本市図書館における政党機関紙の配架の是非について」の追加審議を依頼する書面を令和7年12月16日付で送付しました。

令和8年1月23日に開催された当該協議会への諮問事項については、まず、事務局より諮問に至った経緯や全国的に統一された対応はなされていないなど現状の説明を行った上で質疑が行われました。

各委員からは、公共図書館として中立性の観点から一部の政党機関紙だけを収集・配架することには疑問がある。また、限られたスペースや予算の問題もある中で利用者が読みたい本を優先的に置くほうがよいのではとの意見や、これだけ政党、政策が変わる中で、紙ベースで一定期間配架するよりも、その時期の政策を見てもらうリファレンスのほうが変化に対応できるのではないかなど、収集・配架に否定的な意見がありました。

その一方、政党の移り変わりが調べられるような資料として政党綱領が載った機関紙等をそろえるべきではないか。「公共図書館の任務と目標」の中で備える資料として記載されている以上、検討していく必要があるのではないかなど等の意見もありました。

また、和歌山県内の市立図書館の状況とし

ては、政党機関紙を収集・配架しているところは1館もないことも踏まえ、県の公共図書館協会等で意見交換をしながら検討すべきではないかとの意見を頂いたところです。

以上の議論を経て、今回の橋本市教育委員会からの諮問に対して、橋本市図書館協議会からは、「公平性の観点から政党機関紙を配架するのであれば、全ての機関紙を収集するのが理想と考えるが、図書館の現状を考えると、紙ベースでの収集・配架については、スペースの制限や財政的な制限などもあり、実施は難しい。このような制限の中で、公平性の観点から政党機関紙については寄贈も含め収集・配架は行わず、利用者からの政党に係る情報入手要求に対しては、図書館に設置しているインターネット端末を利用したリファレンスサービスを行う。なお、選挙期間中に発行される選挙公報は選挙管理委員会を通じ収集、配架し、政党の情報提供を行うことが現時点では妥当である。また、政党機関紙等の問題について、さらに調査研究を続けていくことが必要である。」との取りまとめが行われたところです。

橋本市図書館としては、現時点では政党機関紙等の収集や配架は行いませんが、継続して調査研究を行いたいと考えています。

ただし、利用者から政党等の情報入手要求については、図書館に設置していますインターネット端末を利用したリファレンスサービスに努めたいと考えています。

なお、選挙公報について、今回の衆議院総選挙では、図書館の蔵書点検による閉館期間と重なったことから配架できませんでしたが、今後の選挙において図書館でも閲覧できるように対応していきます。

また、県内市立図書館及び県立図書館に対し、この政党機関紙等の収集・配架に対するアンケート調査を実施した関係から、アンケ

ート結果や橋本市図書館協議会での結果を共有したところですので、今後、県内の公共図書館の加盟する和歌山県公共図書館協会内でも協議対象になるのではないかと考えています。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）スライドをお願いします。

これは日本図書館協会が出している「公立図書館の任務と目標」という中で書いてあるものです。赤枠で囲ったところなんですけども、市の図書館については、「図書館は、全国紙、地方紙、政党機関紙のほか、それぞれの地域の状況に応じて専門紙を備える」とあります。

先ほど読んだように、「任務と目標」のところに既に備えるべきと書いてあるのに、なぜ審議にかける必要がまずあるのかということが私には実は理解できなくて、置く分には審議にかける必要はないんです。本当は置かなくちゃいけないのに、置きたくないので、それでいいですかという審議やったら多分かけないかんのですよね。そういう目的で審議をかけたのかなと私は思っているんです。

実際、今これ答弁にあるんですけども、これ橋本市図書館協議会ですよ。これからの答申でこの文言が来ているわけですよ。ですよ。私、実際、傍聴聞かせていただいたんですけども、どういうやり取りが実際、議場のやり取りは聞いていますよ。ただし、そのまとめでは、もうそもそもこういう任務がありますけどと事務局のほうから説明があって、こういう理由でやりませんと。その一言一句、同じ言葉で図書館協議会からこういう答弁を引き出していますよね。

ほんで、審議の中で、否定的な方が多数や

ったことは私は承知しております。それは分かっています。ただし、本来やるべきだというまず目標があって、それにやるべきだという方も1名程度おられました。あるべき姿を追求すべきだという人がおられる中で。いや、全員が一致で否定されたらそれはいいと思うんですよ。あるべきじゃないと。ただし、1人でもあるべきだという方がおられるのに、いや、多数決で、ほんならこれでいいですよ。そして議長もあらかじめ渡されている台本を読んで事務局の言いなりになると。

これどこかの何か場面で見たことがあるなと思ったことがあって、学校統廃合のときも、何かみんないろんな反対意見をするのに、これでご理解をよろしく願います、以上終わりみたいな、まとめに入るみたいな、何かそういうちょっと印象を受けたんですけども。

そもそも質問として、図書館協議会として、任務と目標で示されているものに対して、審議にかける必要があるのかどうかについて伺います。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）審議にかける必要はあると考えます。確かに、「公立図書館の任務と目標」は法律で定められたものではありませんが、その中で図書館資料について、「図書館は、全国紙、地方紙、政党機関紙のほか、それぞれの地域の实情に応じて専門紙を備える」と記載があるのは事実です。ですので、多くの公立図書館におきまして、公共の図書館として中立性も考慮する必要があると考えますので、審議にかける必要があったと思います。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）政党機関紙については公平性、中立性が必要なんですね。分かりました。

では、書籍について伺いますけども、今、

私、実際借りてきたんですけども、今ここでは出さないとすけども。政治関係という話であれば、高市総理の書かれた書籍が蔵書としてあります。そして、安倍総理のこともあります。そして、特定政党の出版社が出している書籍もあります。

公平性も中立性もあるんだったら審議が必要なわけですけども、書籍に関して、こういう書籍を導入するにあたって審議というのはいかけられたんでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

今回も含めてなんですけども、書籍の購入に関して、審議にかけたり諮問事項に入れたということはございません。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）書籍に関しては審議にかける必要がないのに、そして、公平性も中立性も担保されてないのに入れるけれども、政党機関紙においては審議にかけて公平性と中立性が必要な理由についてお答えください。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）まず、今、図書館に備えられている書籍につきましては、確かに今おっしゃられたように、総理も含めて書籍はあるんですけども、一部12月議会でお話しさせてもらったんですけども、その購入の経緯というのがリクエストがあって購入したものなのか寄贈したものかというものが、ちょっと私の立場では答えにくいんですけども、不明確なところがあります。

ですので、今既に備えられているところに関して遡って審議というのはいけないので、今、今回12月議会ですべていただいた政党機関紙のみに焦点を当てて審議に諮らせていただいたという形になります。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）考察の範囲が狭いんですよ。政党機関紙と言ったら政党機関紙だけ。違うでしょう。図書館の運営として、政治的スタンスをどうするかという話を議題に上げないかんのに、既に書籍においてはこういう状態ですというのを説明したらいいじゃないですか。なかったですよ、そんな話。

別に僕はなくせと言うてると違いますよ。全部そろわへんから全部撤廃せよという話じゃなくて、集めれる書籍はできるだけ収集して、市民の皆さんに考えていただく場をつくりましょうという話をしているわけです。だから、全部集まらなくなつて、それは全政治家の本を集めろなんて言っていませんから。

だから、教育委員会はいつも言うじゃないですか。何か多様な考え方を、触れ合つて、みんなで考えましょうと。そのために学校の統廃合もするんでしょう。いろんな学び合いをしたいんでしょう。いろんな考え方を入れたんでしょう。

今回の政党だって、消費税の減税をしたいところもあれば消費税の一律低減をしたいところもあれば食料品だけ減らしたいところもある。いやいや、消費税は増やすべきだという政党もあるわけです。こういった情報を、多様な考え方を提供するのが教育委員会のやりたいことじゃないんですかという話をしているわけです。

何でそれが、何か人ごとだと学校統廃合するとやるんですけど、自分事になると。1個本棚を買って置くだけです。何が何でそれがでけへんのか僕にはちょっと分からないんです。できへん理由として、ほかがやっへんと言いますよね。でも、答弁で言うじゃないですか、先進事例を考えます、先進事例を研究しますと。お隣の和泉市、シティプラザにも和泉府中にも、全政党のはそろっていませんけど置いてあります。お隣ですよ。

だから、僕にはこの審議のときに置けない理由を並べることしかやっへんと思うんです。置ける理由を考えて、それでも反対を受けたら置きませんやったらと分かるんですよ。何ではなから置きませんという、そういう提案になるんですか。その初めのスタンスがまず僕分からないんです。

教育委員会としてこの政党機関紙、配架すべきである、配架したほうがよい、配架しなくてもいい、配架すべきでない、どういうスタンスですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）今現在では、答申を受けて教育委員内部でその審議をかけられていない状況ですので、今の状況では配架すべきでないと考えております。ただ、協議会のほうでも今後調査研究をしていくべきというのがありましたので、そちらのほうは行いたいと考えています。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）公平性とか平等性って結構実は同じような言葉でも、実は難しいんですよ。僕もどっちがどっちかなと思っていて、全部、市民には、そろえんやったら全員そろわないかんし、そろえへんかったらもう全部やめると、それ考え、一つの考え方であるのは確かです。

でも、どうでしょう、今。「広報はしもと」なんかだと、自治会に入っているか入っていないかで配られるところと配られへんところありますよね。これほんまに公平ですかという話ですよ。

じゃ、選挙管理委員会、選挙公報を発刊するけども、例えば立候補の方が選挙公報の原稿出さなかったら当然載りませんわね。ほんなら、1人載せへんので不公平だから、公平性がないから全員載せませんという話になる

んですか。ならないでしょう。

小学校で児童が休んだら、いや、休んだ子が授業受けられへんから、公平性の観点から全員授業、今日はなしとなりますか。ならへんでしょう。見たい人は見るし、受けたい人は受けるわけですよ。

じゃ、実際、僕もいろいろ「広報はしもと」が言われたり議会だよりでも言われます。今、9番議員かな、いろいろあって、ちょっと実際載せてないという事実があります。その中に、当局にお伺いしますけども、一部の人が、じゃ、配られへんから不公平だから全部配るな、もしくは全部掲載するなという意見が果たしてあるのかどうか。そういう意見が。

全戸配布すべきだ、もしくは全員掲載すべきだというご意見と、1人載せへんのやったら、もしくは配られない家庭があるんだったら全戸配布やめなさい、もしくは全員掲載やめなさいと、こんな議論とかご意見というのはあるんでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）広報に関しては、議員がおっしゃられたように、自治会に入っていない方がいらっしゃった場合は、近くの公民館ですとか庁内に置いてあるところに取りに来ていただくというところでございます。あとホームページですとかLINE等でもしっかりお知らせして行って、全員の方に周知したいというふうには考えております。

1かゼロかというところの考え方というのは、やっぱり自分のところに配布されないということに対して意見を言うてくださる方はいらっしゃいますが、全部をやめろとか全部をしろとかというのは、我々としたら全員に配りたいという気持ちはありますが、難しいところはそのような形でご理解いただいておりますというのが現状です。

○議長（田中博晃君）議会事務局次長。

○議会事務局次長（森本和也君）ただ今、議員からおただしのあった内容について、総合政策部長もお答えがありましたように、事務局のほうには、そういったおただしのあった内容についての意見というのはございません。以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

恐らく一部の意見、意見というか情報しか載ってなかったも、全部やめろという意見というのは届かないんです。あんまりないんです。逆に、載っていない人とか足りない、欠番になっている部分について、どうしてないんですか、できたら置いてくれませんかという話が多分出てくるんです。だから、それは何か変な勘ぐりであって、僕は置くべきやと思うんです。

実際、僕、今回選挙を受けて、特定の政党を言うところとちょっとあれなのかもしれないんですけど、社会保険料の支払いを下げようという政党が躍進した部分があるんです。実は僕それホームページ見て、ええやないか、ええやないか、なかなかええこと言うやんと。

でも、突き詰めていくと、保険料も減らす、社会保障費を減らす、財源どうするんやろうと思ったら、利用者の負担を1割から3割にするという話をされるんです。ああ、そういうことねと。それで果たして、そこまで分かって国民の皆さまは投票したんだろうかと思う部分があるんです。

その部分の、図書館に行って、そういう方には「検索してください」と言うわけですよ。いや、僕はちゃうんです。教育長、審議会で言われたでしょう。図書館とネットの違いって何かよと言ったら、本屋へ行ったら本来自分が見つけたい本があるんだけど、その横に実は、ああ、こんな本もある、こんな本もある。それを見て初めて知るわけです。

よね。

それと政党機関紙と一緒になんです。特定の政党を応援している方はその政党しか見ません。ネットもその政党の話ばかり入ってきますわ。もうえらいことなっていますよ、僕のパソコンもね。もうだいたい色ばかりですわ。ほかの色は入ってこないんです。

でも、図書館へ行って、初めて自分の政党がどんなこと言うてんやろかと見たときに、ああ、実は隣の政党はこんな考え方しているんだ、ああ、こんな考え方があるんだというのを見てもらう場に、図書館しか逆にできないですよ。ネットの中ではできないですからね、そんな話。そういう場をしっかりと確保しませんかという話なんです。

図書館の質問ですけど、図書館の年間利用者数、何人ですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

来館の延べ人数になりますが、令和6年度では約10万9,000人、それから令和7年度、これは1月末時点の数字になるんですけども、約9万2,000人となっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）その数を聞いたら、足湯のあるところに政党機関紙を置くよりも図書館に置いたほうがええなと僕は思うんです。足湯で年間300人でしたっけ。その方に目につくよりは、図書館に少なくとも10万人来はるんですよ、毎年。その方に、ああ、たまには、そろそろ選挙あるからちょっと見とこうかなとか、ああ、こんな人が党首になったんや、次、新しい党首どんな人やろとかいう話を興味持ってもらおうというのは、何ら中立性を害するものでもないし公平性を害するものではないと思うんです。何か問題あるんですか。

あと、スペースの話をしていましたよね。

いや、集めたものを、日刊の話もあれば月刊とか季刊紙のものもあるので、政党機関紙は。それは予算も違ったり、収集スペースというか、倉庫に積んでいくという収集の意味ではスペースないって分かるんです。配架のスペースほんまにないですか。お答えください。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）全くないかといえ、うそになります。ゆとりがないという形でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ゆとりがない。本当ですか。物理的にゆとりがない、受け入れる精神的ゆとりがない、どちらでしょう。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）失礼しました。物理的です。本といいますのは、例えばディスプレイの場合に、こういうふうに置きたい、配架したいという本もあるんですけど、スペースが全部足りない場合はこういった形で配架する形になります。です、そういった形で配架を出したいところは、時期とか本の中身あったとしても、それに対して限界がありますので、そういった意味でゆとりスペースはないという形でお答えさせていただきました。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）いや、地方政党を含めて全ての政治団体のを置けというたら、それは二千とか千とか何か政治団体ありますから無理ですけど、少なくとも国政政党の11、12の政党を置くだけです、12紙の、今どうでしょう、5大紙を置いて、プラス英語でしたっけ、何か置いていますよね。それに併せて雑誌も置いていますよね。専門紙もありますけど。その横に10部程度の冊子を置くスペース、本当にないですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）スペースのことで、ないかといえば絶対ないとかそういう言い方はできませんが、かなり窮屈な配架となっているというのも現状でございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）絶対ないかといったらないとは言いきれませんが、あるということですよ。苦しい答弁は分かりませんが、市民のためとか国民のためとか、何というのか、政治リテラシーというのかな。

分かるんですよ、教育委員会の中で学校の中でやっぱり政治的活動とか、何かその制度については教えるんだけど、やっぱり仕組みとか政策とか、そういうものについてはなかなか、踏み込むのはやっぱりよくないというの。

ただ、別に置いていることが、置いているから推しているわけじゃないんです。推薦しているわけじゃないんです。だから、特定の政党だけ絶対置かへんと言って、ほかの政党置きますといったら、それはあかんですよ。でも、このある一定、寄贈してもらえという条件を満たしたら置いてもいいですよという平等性を担保していたら、市民は文句言わないと思うので、そこは今後、調査研究するんですけど、調査研究するまでもないと思います。

先ほどのスライドをもう一回出してもらっていいですか。

国語の問題なんですけど、気持ちは分かるんです、置く置かないという。もうこれ国語の問題で、全国紙、地方紙、政党機関紙って、これ読点で区切られていますよね。これって並列の関係だと私は思うんです。つまり、全国紙が置いているんだったら政党機関紙も同

等の扱いをしなくちゃいけないというのが私はこの行政、私も元国家公務員ですから行政文書の読み方をするんですけども、この文章の読み方からいって、全国紙は実際図書館は置いています。でも、政党機関紙は置かない。これ公平性くないですか。質問、お答えください。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）公平性があるかないかといえば、公平性はあるかなとは思いますが、ごめんなさい、間違えました。公平性はあると思いますが、図書館はどちらかといえば中立性、そういったところを重視して、だから、これから調査研究を行いたいと考えています。

やはり、図書館を利用される方で、中立性、特定の、弊害がないという形で、一般の方が何でこだけ置いてるのというところを、やはり載せてないからとか寄贈しないとかってそういったところで、やっぱり浸透してないところもあるので、今後、調査研究を続けたいと思っています。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）それを決めるのは市民であって図書館じゃないでしょう。実際やって、そういうお声があって、ほかの政党に言ってみて、ご協力を得られなかったので置けませんというんやったら分かりますよ。やってもせんと、やりもせんと、それってできますか。何かそこが僕、理解できないんです。

もうほんまに、そんな難しいことですかという話なんです。1回、じゃ、和泉市の図書館へ行ってください。県立図書館だって置いてますやん。特定じゃないけど、三つかですけど。事例あるんです。

逆に、皆さんいつも、周りの状況を見て、周りの状況を見て、いや、先進事例研究してと言うけど、何で最初のファーストペンギン

になろうとしないの。和歌山で一番最初にちゃんとやりましたと言うたら売りになるじゃないですか。

何でやらへんの。好きなんちゃうの、最新のやつ導入するの。どうですか、最新でやってみませんか、和歌山県下初めての配架。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）継続して調査研究させていただくということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。これ以上言っても、どうせ答弁一緒です。

あと一点、私、審議会で実は気になったのが、ネットじゃないとあかんというんですけど、最近問題になっているのがフェイクニュースなんです。その議論なかったでしょう。

要は、これからAIも発達して、違う情報とか違うデータとか切り抜き動画がどんどん来るんです。ほんで、それを基準に皆さん判断して選挙に行くんです。それが怖くないですかという話です。この政党機関紙というのは発行元がしっかりしとるんです。紙ベースなんです。これがあると確実じゃないですか。

実際、委員は言うてますやん。毎年毎年、政策が変わるから分からんと。だから、逆に置かないほうがいいと。違うんです。だから、3年前まで増税しろとか消費税減税なんてもってのほかという政党が、ある日突然、選挙前になったら減税すると言うんです、本気じゃないのに。ほんで、そこが勝つと、勝ったら、やっぱりちょっとできなかったですって、やる気がないからやらないんです。

でも、言い続けている政党は決まるじゃないですか。ほんまにやる気がある政党とやる気がない政党。これ別に国政選挙に限ったものではないです。

市によっては、各市議会議員の市政報告書を置くところもあるんです。それぐらいの何か意気込みというか、ほんまに今の市政を市民の人に伝える場所だというような、そういう気持ちというか、そういうのを持ってもらいたいなど。

投票率が上がることはいいんでしょう。どうですか。投票率は上がらないほうがいいんですか。

○議長（田中博晃君）答えられますか。

教育長。

○教育長（今田 実君）今の質問については、それぞれの市民、国民が持っている自分の権利を行使する、そのためには絶対上がるほうがいいというのはもう当然のことだと思います。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、明2月25日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後4時26分 延会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議 長 田 中 博 晃

3 番 議 員 岡 本 喜 好

13 番 議 員 田 中 和 仁

